

第2次四街道市環境基本計画



平成 26 年 6 月

四街道市

はじめに

『みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち』の実現を目指して

四街道市では、市が抱える様々な環境問題の解決と良好な環境の保全、回復及び創出を図るため、平成9年に四街道市環境基本条例を制定するとともに、平成10年には「自然と共生する環境にやさしいまち」を基本理念とする第1次四街道市環境基本計画を策定し、各種の環境施策を推進してきました。

市民、事業者の皆様と行政の連携により、一定の成果が見られたものの近年では、羽田空港の再拡張事業に伴う航空機騒音問題や、土壤や地下水の汚染が懸念される不法ヤード問題など、国及び県への働きかけや、周辺市町村等との連携を図りながら対策を講じる必要がある新たな環境問題が生じております。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故を契機として、わが国のエネルギー政策は根本からの見直しを迫られており、節電を始めとしたライフスタイルの見直しや、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入などに向けた取り組みは、今後ますます重要な課題となるものと思われます。

こうした課題や社会情勢の変化に対応するため、このたび第2次四街道市環境基本計画を策定しました。今後、「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を基本理念とする本計画に基づき、市民、事業者の皆様と行政が一体となってそれぞれの役割を果たしていくことが、住みよいみどり豊かな恵みある四街道を、次世代の子供たちに継承していく上で大切であると考えておりますので、市民、事業者の皆様の積極的なご参加・ご協力をお願いします。

最後にこの計画策定にあたり、ご尽力、ご協力を賜りました四街道市環境審議会委員の皆様、環境基本計画策定まちづくり市民会議委員の皆様をはじめ、環境意識調査にご協力いただきました市民、事業者の皆様、ならびに関係各位に心から感謝申し上げますとともに、計画の円滑な推進に向け一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成26年6月

四街道市長 佐渡斉



目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
第1節 計画改定の背景及び改定方針.....	1
第2節 計画の基本的事項.....	4
1. 環境基本計画とは	4
2. 計画の目標年度	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の対象範囲	5
5. 推進主体及び推進体制	6
第2章 四街道市の特徴.....	8
第1節 社会環境、快適環境.....	8
1. 位置	8
2. 人口及び世帯数	8
3. 産業	9
4. 土地利用の状況	10
5. 交通の状況	11
6. 鉄道・バスの利用状況	12
7. 下水道の整備状況	13
第2節 生活環境、地球環境.....	14
1. 大気汚染	14
2. 水質汚濁	15
3. 騒音	15
4. ごみの処理	16
5. 地球温暖化	17
第3節 自然環境.....	18
1. 気象	18
2. 植物	19
3. 動物	19
4. 緑地	20
第4節 環境活動状況.....	21
第3章 計画の目標及び方向性.....	22
第1節 望ましい環境像.....	22
第2節 計画の体系.....	23
第3節 長期目標及び施策の基本方針.....	24
長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】	24
長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】	25
長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】	26
長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】	27
長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】	28

第4章 取組の展開.....	29
長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】	30
長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】	36
長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】	42
長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】	46
長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】	52
第5章 取組の推進方法.....	58
第1節 進行管理方法.....	58
第2節 主な施策の指標及び数値目標.....	59
資料編.....	61
1 アンケート調査結果（概要）	63
2 第1次四街道市環境基本計画の施策評価調査結果.....	73
3 四街道市新環境基本計画策定に関する提言書.....	77
4 四街道市環境基本条例.....	85
5 四街道市環境審議会.....	88
6 用語集.....	90

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画改定の背景及び改定方針

本市は、平成10年に「自然と共生する 環境にやさしいまち」を基本理念とする「四街道市環境基本計画」を策定し、市民、事業者及び市が一体となって連携・協働することにより環境の保全及び創造に取り組んできました。

しかし、環境基本計画策定から15年が経過し、市街化の進展や、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少等により四街道市の特長である谷津田^{*1}や里山^{*2}の荒廃など自然環境の悪化が進んでいます。一方、生活環境でも下水道の整備により河川水質は改善しているものの、羽田空港の24時間操業に伴う航空機騒音の発生やごみの最終処分場を持たないことから更なるゴミの排出抑制が必要となるなど、新たな課題が浮かび上がっています。

また、我が国における環境問題は、自動車の排気ガスによる大気汚染や、家庭から流される生活排水による水質汚濁などのいわゆる「都市・生活型」から、資源の循環利用や地球温暖化による気候変動など「地球規模型」へと焦点が移りつつあります。さらに、近年、頻発する集中豪雨による災害や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の間に「安全・安心」に関する意識が高まるなど、本市を取り巻く環境は確実に変化しています。

こうした社会経済情勢等の変化をとらえ、新たな環境課題に的確に対応し、地球にやさしい安全・安心なまちづくりを進めるための指針として、「四街道市環境基本計画」（以下、「第1次環境基本計画」という）を改定し、「第2次四街道市環境基本計画」を策定することとしました（以下、「本計画」という）。

計画の改定にあたっては、国が目指す低炭素、循環型、自然共生の3つの社会の実現を柱とし、それぞれの社会を実現するために安全・安心な生活環境の下、市民参加型社会・地域協働社会の実現を目指すという構図を基本とし、「施策の体系」について継続的な見直し及び組み直しを行いました。

なお、改定作業は「四街道市環境基本計画策定に関する提言書（平成25年3月・環境基本計画策定まちづくり市民会議）」（以下、「市民提言書」という）、四街道市環境現況基礎調査結果、市民・事業者・小中学生への意識調査結果（以下、「アンケート調査結果」という）及び四街道市環境基本計画施策評価調査結果を参考にして行いました。

^{*1} 谷津田：台地などの縁辺部の樹枝状に侵食された幅の狭い谷に出来た湿地（谷津）の低地を利用した水田のことを指します。

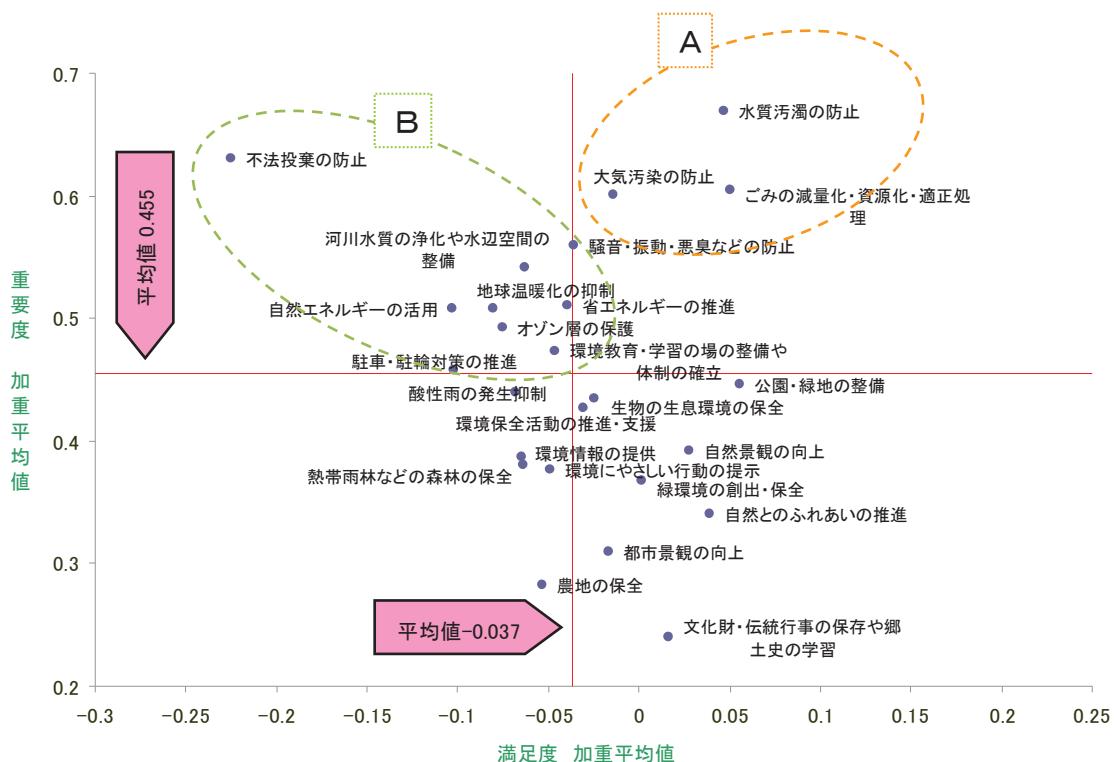
^{*2} 里山：さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念を指します。

●第1次環境基本計画策定後の四街道市、県、国の環境保全に関する主な取組●

年	四街道市	千葉県	国
平成 10 年	「第1次環境基本計画」策定	「千葉県環境影響評価条例」制定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
平成 11 年	—	「千葉県分別収集促進計画（H12～16年度）」策定	「ダイオキシン類特別措置法」制定
平成 12 年	—	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	「循環型社会形成推進基本法」制定
平成 13 年	市内循環バス「ヨッピイ」運行開始	「環境研究センター」発足	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定
平成 14 年	「四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」施行	「ちば環境再生計画」策定	「新生物多様性国家戦略」策定
平成 15 年	—	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
平成 16 年	「四街道市総合計画」策定	「印旛沼流域水環境健全化緊急行動計画」策定	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定
平成 17 年	「エコショップよつかいどう認定制度実施要綱」策定	「千葉県アスベスト問題対策会議」設置	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）完全施行
平成 18 年	「四街道市みどりの基本計画」策定	「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要領」制定	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染等の一部を改正する法律」施行
平成 19 年	「四街道市市民参加条例」施行	「千葉県揮発性有機化合物排出及び飛散の抑制のための自主的取り組の促進に関する条例」及び「同条例施行規則」制定	「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」策定
平成 20 年	「四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正	「千葉県計画段階環境影響評価実施要領」制定	「生物多様性基本法」制定
平成 21 年	「四街道市一般廃棄物処理基本計画」策定	「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（空港整備法及び航空法の改正に伴う改正）	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」告示
平成 22 年	クリーンセンター大規模改修工事完了	「千葉県分別収集促進計画（H23～27年度）」策定	「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」開催
平成 23 年	「四街道市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」策定	「千葉県バイオマス活用推進計画」策定	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行
平成 24 年	「四街道市安心で安全なまちづくり条例」施行	「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」策定	「原子力規制委員会」発足

資料：四街道市例規集、平成23,24年度千葉県環境白書及び平成25年度環境白書（環境省）より作成

●市民による第1次環境基本計画の施策評価●



加重平均値の算出方法

アンケートの回答に以下の評点を与え、加重平均値を求めた。

重要=1.0、やや重要=0.5、どちらともいえない=0.0、あまり重要でない=-0.5、重要でない=-1.0

満足=1.0、やや満足=0.5、どちらともいえない=0.0、やや不満=-0.5、不満=-1.0

資料:四街道市市民意識調査(環境基本計画に対するアンケート)

市民に第1次環境基本計画の推進施策について、満足度と重要度を聞いたところ、全体的に満足度が低い結果となっており、環境保全に対する各施策を有効かつ効率的に行っていくことが求められています。

●(上図のA)

満足度と重要度が高く、現状の水準を維持しつつ継続的に改善を行っていく施策

「水質汚濁の防止」、「ごみの減量化・資源化・適正処理」、「大気汚染の防止」

●(上図のB)

満足度が低く、重要度が高い、今後重点的に改善していく必要がある施策

「不法投棄の防止」、「河川水質の浄化や水辺空間の整備」、「騒音・振動・悪臭などの防止」、「地球温暖化の抑制」、「自然エネルギー(再生可能エネルギー)の活用」、「省エネルギーの推進」、「環境教育・学習の場の整備や体制の確立」

第2節 計画の基本的事項

1. 環境基本計画とは

四街道市環境基本計画は、四街道市環境基本条例（平成9年9月29日制定、条例第15号）の規定に基づいて策定されるものです。本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画で、市の環境行政のもっとも基本となる計画です。

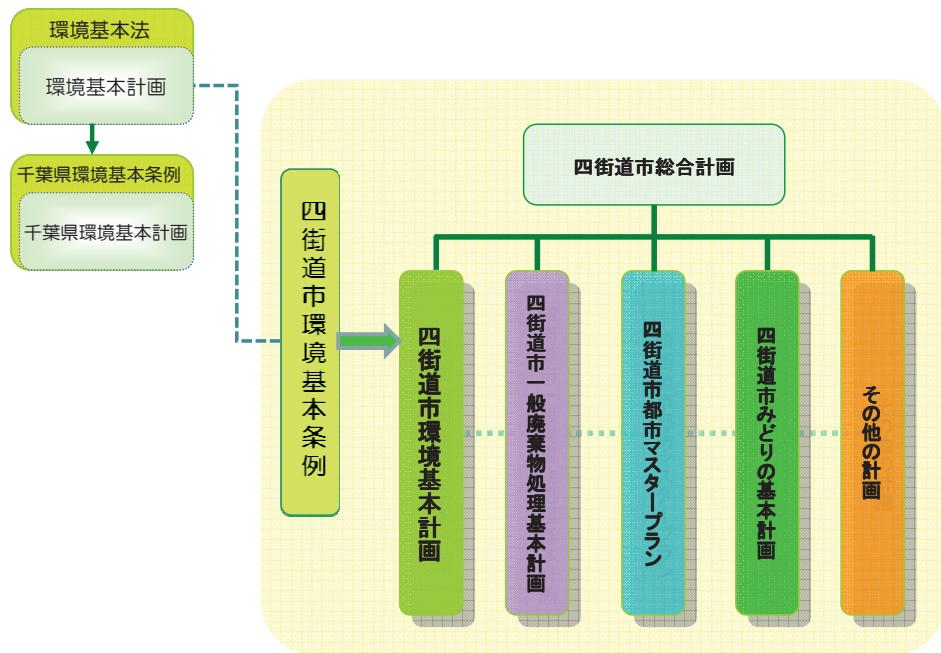
【四街道市環境基本条例の基本理念】

- 第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

2. 計画の目標年度

平成26年度を初年度とし、平成35年度までの10年間に取り組むべき施策を定めます。なお、社会的状況を勘案し、5年後の平成30年度に見直しを行う予定です。

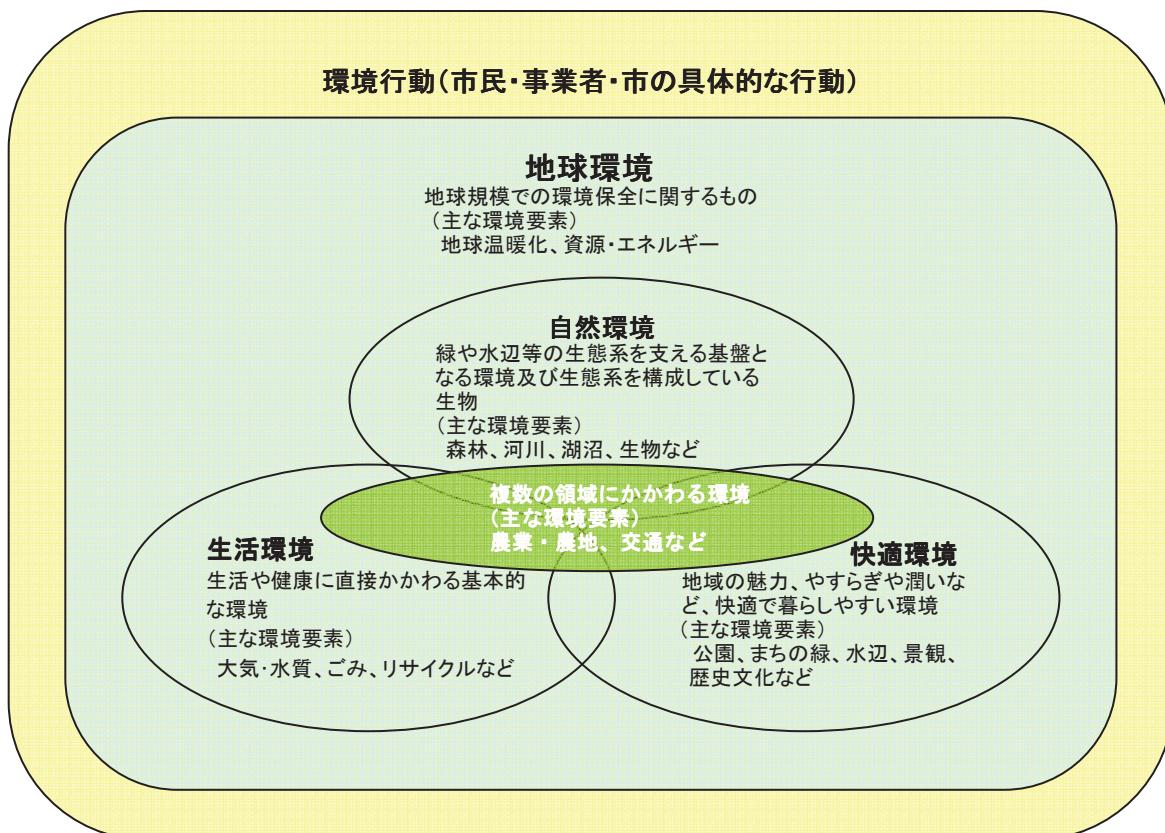
3. 計画の位置づけ



4. 計画の対象範囲

本計画は、本市の行政区域全域において以下に示す分野・要素を対象とします。

なお、国・千葉県・周辺自治体など関係機関と協力する必要がある事項については、連携・協調を図ります。



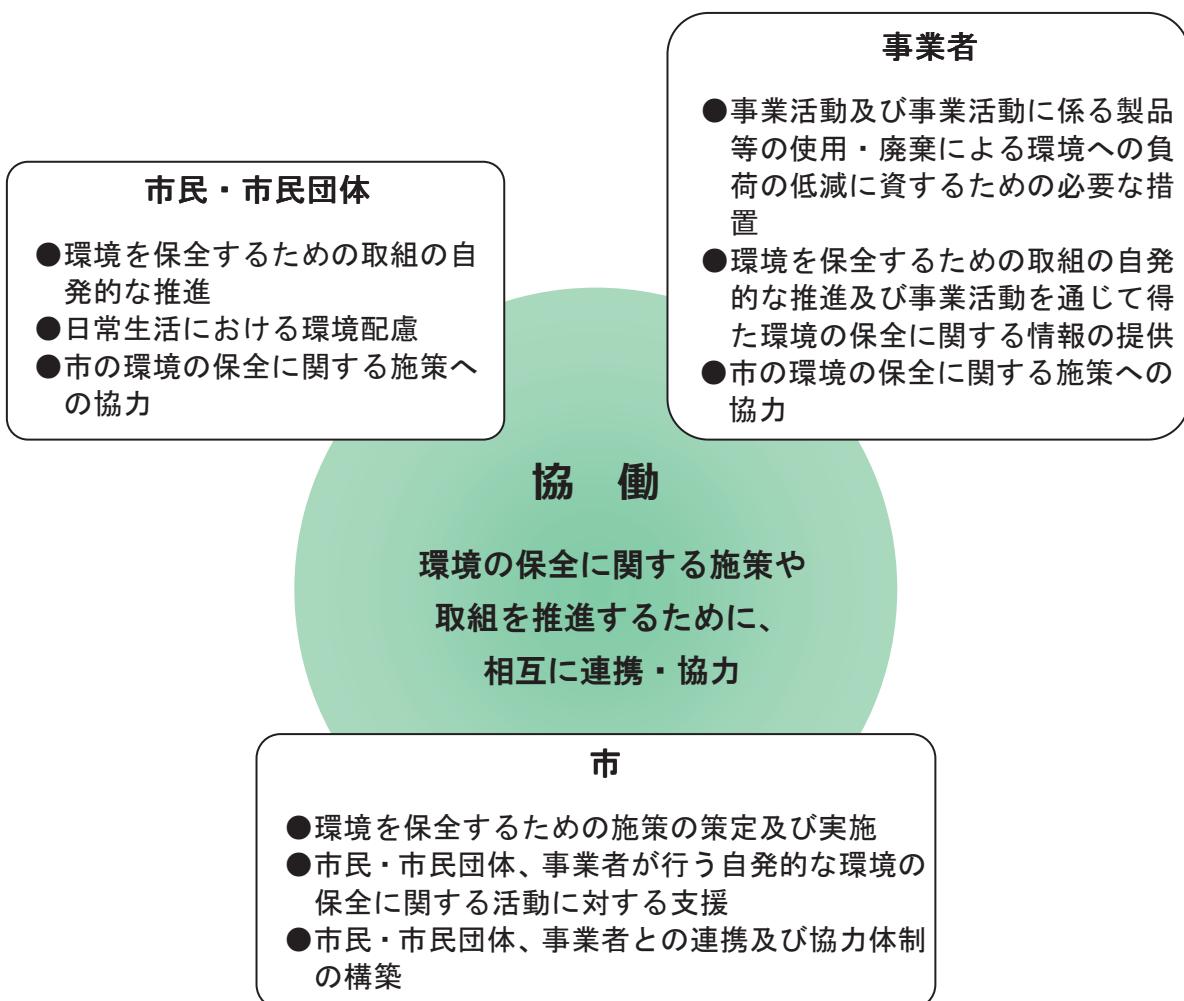
5. 推進主体及び推進体制

本計画の推進主体は、市民・市民団体、事業者、市の三者とします。

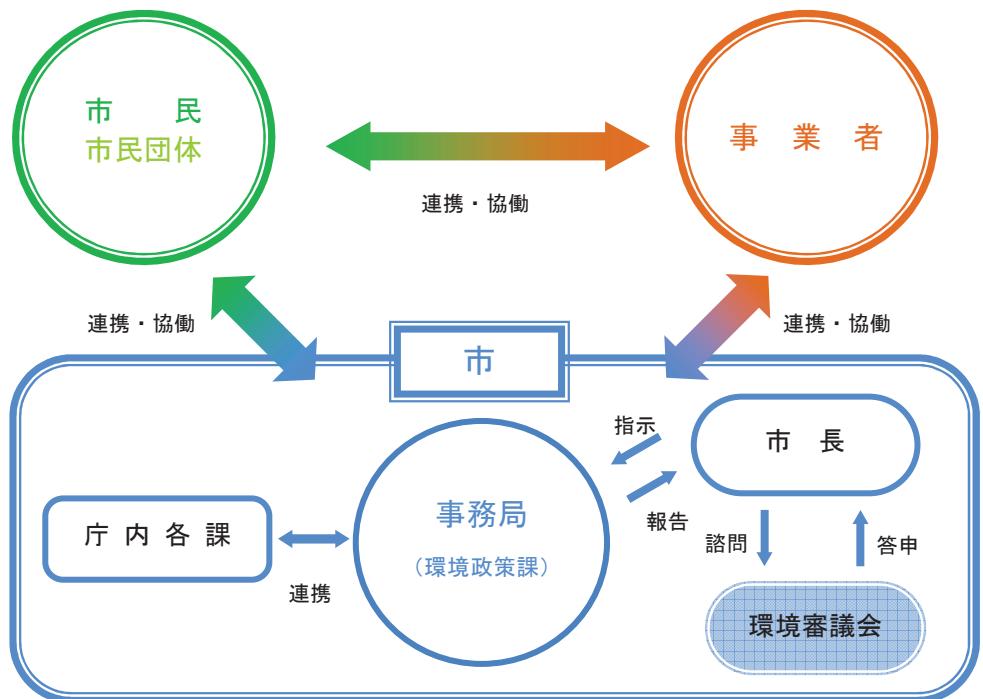
地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において、環境保全等の取組を推進していくことが期待されます。

市民・市民団体、事業者、市は、快適な環境の創出のためにそれぞれの役割を果たすとともに、個々の主体だけでは解決できない環境課題への対応に向けて、三者が一体となって取り組むように努めます。市は三者協働の橋渡しをするための施策や事業を推進し、パートナーシップの構築を進めます。

●推進主体の役割●



●本計画の推進体制●



第2章 四街道市の特徴

第1節 社会環境、快適環境

1. 位置

本市は、千葉県の北部に位置しており、千葉市、佐倉市に隣接し、東京都心へ40km圏内にあります。市域は東西7km、南北9km、面積は34.70km²です。



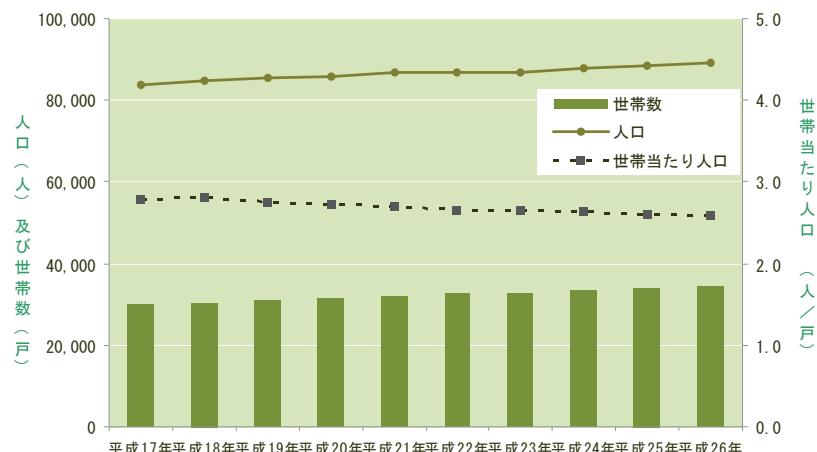
2. 人口及び世帯数

本市の人口は、現在も人口が増加し続けており、平成26年には89,116人となっています。一方、世帯あたりの人口は減少しており、少子高齢化に伴う少人数世帯及び単身世帯が増加しています。

また、平成22年国勢調査の結果から、本市の人口を年齢別にみると、65歳以上の高齢者割合が23%を超えており、全国と同様の傾向がみられます。

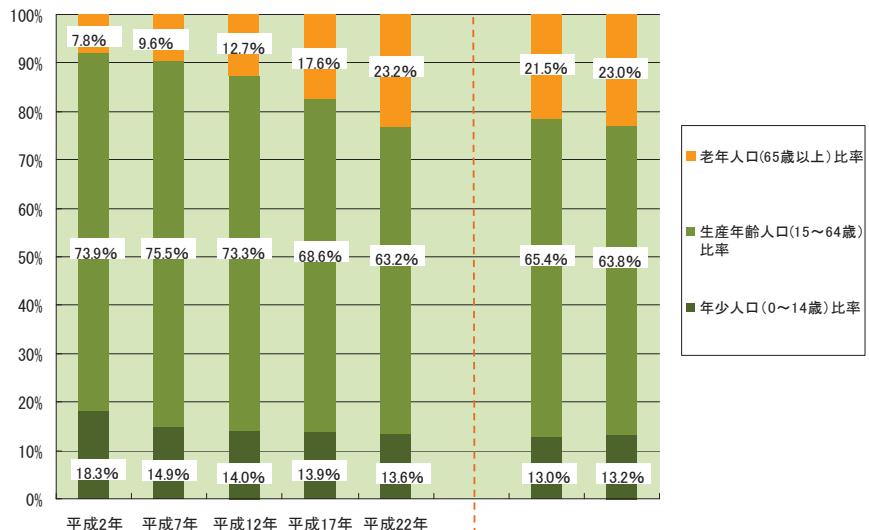
なお、将来的には本市の人口は平成30年度で92,000人、平成35年度で93,000人と予測しています。

●人口及び世帯数の推移●



資料:平成25年版四街道市統計書(常住人口の推移・各年1月1日現在)

●人口構成比の推移と千葉県・全国との比較●

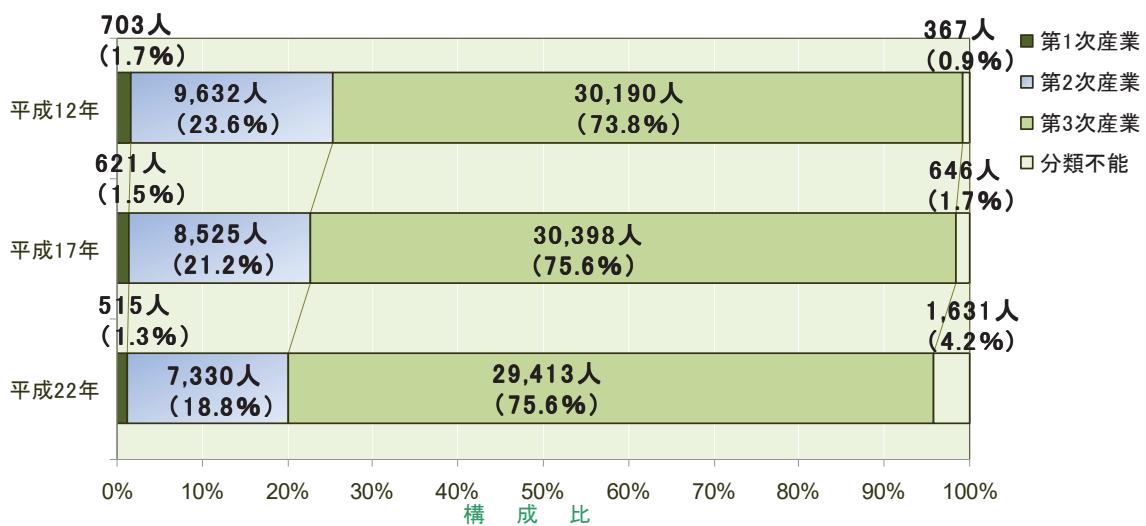


資料:平成 22 年国勢調査(総務省)

3. 産業

本市の産業別就業者割合をみると、第1次産業と第2次産業が年々減少しています。

●就業者数及び割合の産業別推移●



注)各項目の数値は小数点第2位以下を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合があります

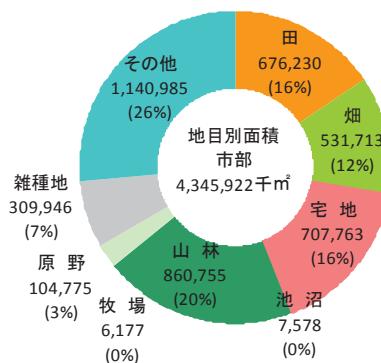
資料:平成 25 年四街道市統計書

4. 土地利用の状況

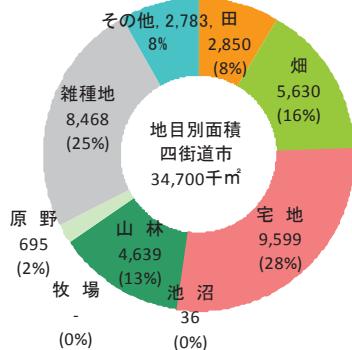
本市の土地利用は、平成24年では宅地と雑種地（資材置場や駐車場など）が53%、農業的土地利用（田・畠）が24%、自然的土地利用（山林や原野）が15%を占めており、千葉県の市部と比較すると、宅地と雑種地が多く、山林と農地が少ない状況です。

また、土地利用面積は、畠、山林、原野がわずかに減少し、宅地、雑種地がやや増加しています。

●土地利用面積の割合●



地目別面積（千葉県市部）



地目別面積（四街道市）

資料:千葉県勢要覧 平成24年版（第2編 市町村編）

●土地利用面積の推移●

土地利用面積率(%)



注)各項目の数値は小数点以下を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合があります。

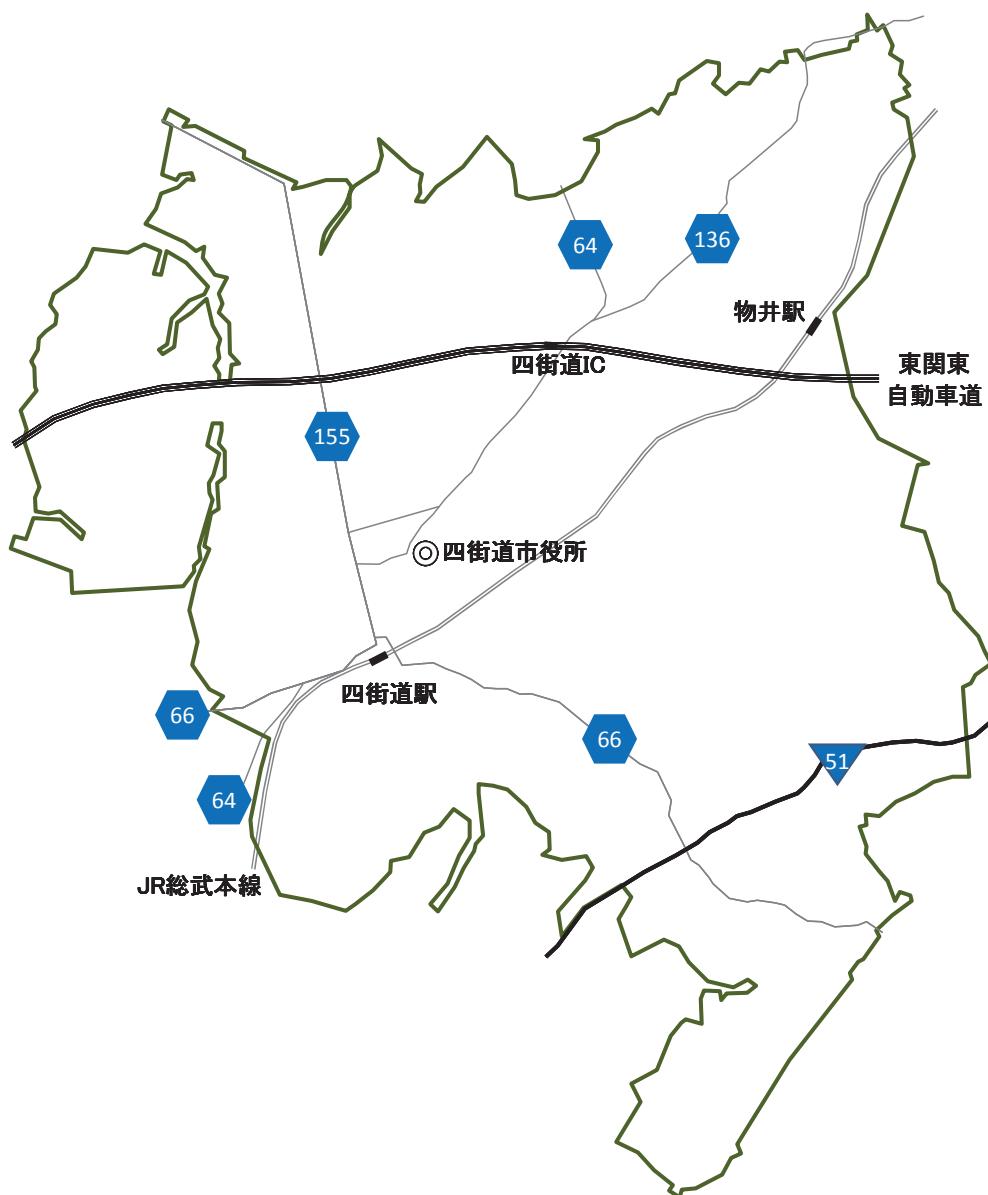
資料:平成25年版四街道市統計書

5. 交通の状況

本市は、JR 総武本線が市域の中央を通過しており、四街道駅が南西側に、物井駅が北東部寄りに位置しています。北部を東西に東関東自動車道が通過しており、四街道インターチェンジは市役所から北東に約 2km の位置にあります。

本市及び周辺の広域的な幹線道路としては、国道 51 号が市内南部を通り、千葉市と成田市及び茨城方面を結んでいます。これに交差するように主要地方道浜野・四街道・長沼線（県道 66 号線）が通り、JR 総武本線と平行に主要地方道千葉・臼井・印西線（県道 64 号線）が通っています。

●市内の主要交通網●



6. 鉄道・バスの利用状況

市内的主要な公共交通機関である JR 総武本線は、市民の通勤・通学の足として機能してきましたが、利用者人数は、平成 21 年度までは減少傾向にありました。それ以降は約 22,000 人で推移しており、近年は横ばい傾向にあります。

一方で、市内循環バス（ヨッピィ）の乗降者人数は、平成 23 年度をピークに減少に転じています。

● JR四街道駅及び物井駅の 1 日平均乗車人員 ●



資料: 平成 25 年版四街道市統計書

●市内循環バス（ヨッピィ）乗降者人数 ●



資料: 四街道市政策推進課資料

7. 下水道の整備状況

本市の下水道普及率は89%を超えており、全国平均（76.3%（平成25年3月31日現在））より高い普及率となっています。

●下水道普及率●

年 度	市街地面積 (ha) (A)	排水区域面積 (ha) (B)	整備区域面積 (ha) (C)	処理下水量 (m ³) (D)	下水道施設下水道管渠延長 (m) (E)	処理区域人口(人) (G)	普及率 (G/行政人口) (%)	整備率 (C/B) (%)
平成18年度	1,309	1,309	1,077	7,528,098	336,000	77,850	90.2	82.3
平成19年度	1,309	1,309	1,082	7,625,294	336,700	77,857	90.0	82.7
平成20年度	1,309	1,309	1,089	7,583,588	339,200	78,528	90.3	83.2
平成21年度	1,309	1,309	1,089	7,587,248	339,300	78,944	90.1	83.2
平成22年度	1,309	1,309	1,089	7,712,575	340,697	79,436	90.1	83.2
平成23年度	1,309	1,309	1,091	7,600,353	342,288	80,247	90.1	83.3
平成24年度	1,309	1,309	1,093	7,714,559	344,760	81,322	89.6	83.5

注) (A) は下水道法による事業認可区域面積です。

(B) は都市計画法による事業認可区域面積です。

(C) は面整備事業を終了した区域の面積であり、告示により供用を開始している区域ではありません。なお、数字はその年度までの総合計です。

(D) は各年度の年間排出下水量です。

(E) はその年度までの施工済管渠の総合計です。

資料:平成25年版四街道市統計書

第2節 生活環境、地球環境

1. 大気汚染

本市の大気汚染についてみると、二酸化窒素(NO_2)^{*1}及び浮遊粒子状物質(SPM)^{*2}は、平成23年度の測定結果は環境基準を満足しており、年平均値は減少傾向にあります。しかし、光化学オキシダント^{*3}については、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数が63日(310時間)あり、平成23年度の測定結果は環境基準を超えていました。年平均値も顕著な減少傾向は見られず、さらなる大気環境の改善が必要です。

光化学オキシダントは、工場や自動車からの排出ガスに起因します。本市には大規模な工場は立地しておらず、市内の主要な発生源は自動車の排出ガスであると考えられることから、自動車の効率的な使用や公共交通機関の利用促進が求められます。

●環境基準値達成状況【四街道市鹿渡測定局】●

測定年度：平成23年度

項目	環境基準達成状況	
光化学オキシダント	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	63日 310時間
	環境基準値達成状況 ^{注)}	×
二酸化窒素	日平均値の年間98%値(ppm)	0.031 ppm
	環境基準達成状況	○
	県環境目標値達成状況	○
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値(ppm)	0.063 ppm
	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連續したことの有無	無
	環境基準値達成状況	○

注) 光化学オキシダントの大気汚染に係る環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：千葉県環境白書(平成24年度)

*1 NO_2 : 1個の窒素原子(N)と2個の酸素原子(O)が結合して生成される気体。燃料等の燃焼により発生します。呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因等となるため大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。

*2 SPM: 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下のものをいいます。

*3 光化学オキシダント: 工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすことがあります。

2. 水質汚濁

市内の河川を水質汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)^{*1}で見た場合、平成25年度では鹿島川（環境基準A類型：2mg/L以下）、手操川（環境基準C類型：5mg/L以下）、小名木川及び勝田川（みなし環境基準としてE類型：10mg/L以下）は各環境基準に適合しています。特に勝田川の水質は改善傾向にあります。

●河川のBOD経年変化●



資料:平成25年度四街道市河川水質調査委託報告書

3. 騒音

①自動車騒音

市内の道路4路線の9地点で、自動車騒音の調査が行われています。

自動車騒音は昼間63~72dB(デシベル)、夜間55~70dBとなっています。

●自動車騒音調査結果●

路線名	測定地点	測定期間	騒音レベル(dB)		環境基準(dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
千葉臼井印西線	四街道市千代田5丁目	H16.03.09~10	68	62	70	65
	四街道市栗山990	H19.11.27~28	72	70		
	四街道市四街道3丁目4-2	H20.12.11~12	69	66		
	四街道市栗山1082-62	H22.10.27~28	70	68		
	四街道市鹿渡933	H23.10.11~12	67	63		
	四街道市栗山	H25.03.12~13	70	68		
四街道上志津線	四街道市大日368	H21.12.09~10	68	65		
市道物井山梨2号線	四街道市みそら2丁目19	H25.03.12~13	63	55		
一般国道51号線	四街道市吉岡	H25.03.12~13	71	70		

資料:自動車騒音面的評価結果(千葉県)

^{*1} BOD:Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で値が大きいほど水質汚濁が著しいとされます。

②航空機騒音

羽田空港 D 滑走路の供用開始（平成 22 年 10 月）により、本市上空が新たな飛行ルートとなり、航空機騒音の発生が問題となっています。

千葉県が平成 22 年度から平成 25 年度までに行った航空機騒音調査では、本市の航空機騒音（時間帯補正等価騒音レベル）は、住居の用に供される地域における環境基準と比較した場合、供用後のすべての調査時期で基準値を下回る結果となりました。しかし、供用前の騒音値と比較すると、供用後は 10 以上の増加（夏季）が見られました。

●航空機騒音調査結果●

年 度	騒音値		
	時間帯補正等価騒音レベル (Lden)		
	夏季	冬季	環境基準
平成 22 年度	33.8 *	42.2	57
平成 23 年度	44.3	36.3	
平成 24 年度	45.3	—	
平成 25 年度	44.6	42.0	

調査時期

平成 22 年度調査 ※供用前：平成 22 年 9 月～10 月

冬季：平成 22 年 12 月

平成 23 年度調査

夏季：平成 23 年 8 月

冬季：平成 23 年 12 月

平成 24 年度調査

夏季：平成 24 年 8 月

平成 25 年度調査

夏季：平成 25 年 8 月～9 月

冬季：平成 25 年 12 月

調査地点：四街道市立四街道西中学校

資料：羽田空港再拡張に伴う航空機騒音実態調査について（千葉県ホームページ）

4. ごみの処理

本市のごみの総排出量は、増減はあるものの平成 25 年度では 28,312t となり、近年においてはほぼ横ばい傾向です。

●四街道市のごみの総排出量●

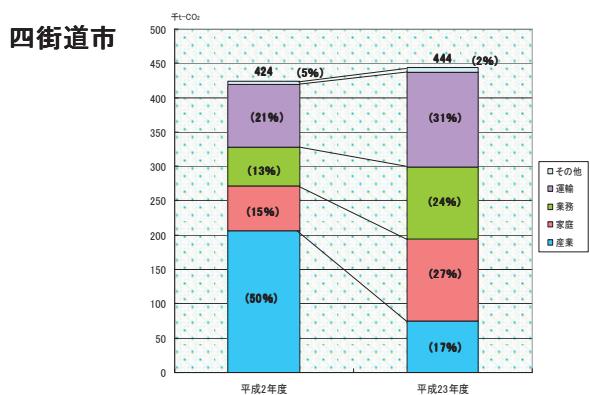


資料：四街道市ごみ処理量及び集団回収量より算出

5. 地球温暖化

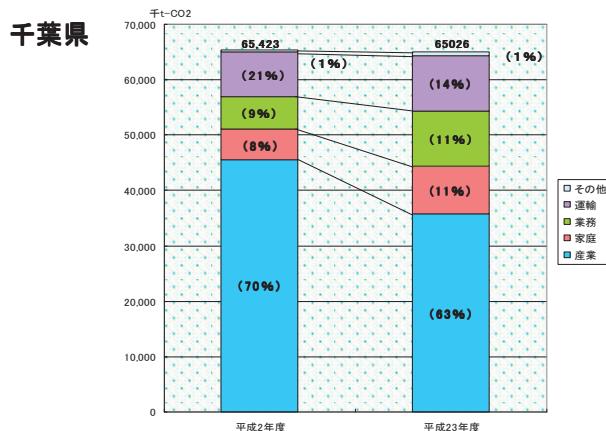
温室効果ガス^{*1}のうち、本市の平成23年度のCO₂総排出量は444千t-CO₂であり、平成2年度から、5%増加しています。また本市の部門別CO₂排出量は千葉県や全国と比較して産業部門の排出割合（17%）が低く、家庭部門（27%）、運輸部門（31%）は高い傾向にあり、増加率も高くなっています。

●四街道市、千葉県、国の二酸化炭素排出量推計値●



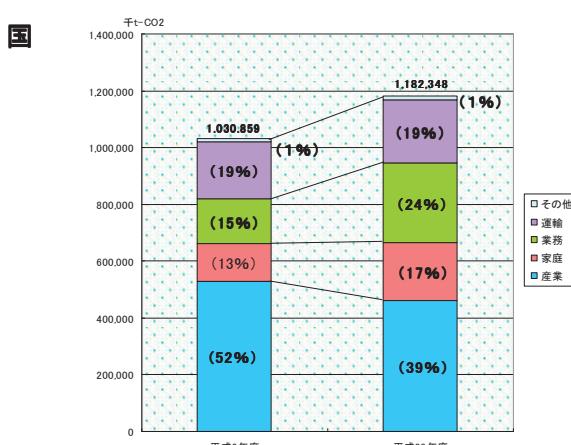
部門別内訳

分野・部門	平成2年度	平成23年度	増減率
一般廃棄物(その他)	5	7	40%
運輸	旅客自動車	53	91
	貨物自動車	34	41
	鉄道	4	6
	小計	91	138
業務	57	105	84%
家庭	65	118	82%
産業	製造業	189	66
	建設・鉱業	13	8
	農林水産業	4	1
	小計	206	75
排出量合計	424	444	5%



部門別内訳

分野・部門	平成2年度	平成23年度	増減率
一般廃棄物(その他)	365	683	87%
運輸	旅客自動車	3,848	5,694
	貨物自動車	3,266	3,225
	鉄道	326	417
	船舶	682	600
小計	8,122	9,936	22%
業務	5,921	10,033	69%
家庭	5,463	8,599	57%
産業	製造業	43,905	34,607
	建設・鉱業	1,137	575
	農林水産業	510	592
	小計	45,552	35,774
排出量合計	65,423	65,026	-0.6%



部門別内訳

分野・部門	平成2年度	平成23年度	増減率
一般廃棄物(その他)	8,669	13,033	50%
運輸	旅客自動車	85,556	125,194
	貨物自動車	94,472	79,647
	鉄道	7,258	8,598
	船舶	13,731	10,588
小計	201,017	224,026	11%
業務	158,540	278,809	76%
家庭	132,850	204,886	54%
産業	製造業	482,426	425,156
	建設・鉱業	24,770	17,697
	農林水産業	22,587	18,741
	小計	529,783	461,595
排出量合計	1,030,859	1,182,348	15%

(注)各部門の二酸化炭素排出量の推計値は環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(簡易版)(第1版)に示された推計手法に基づいて算出した数値です。

資料:環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)支援サイト部門別CO₂排出量の現況推計

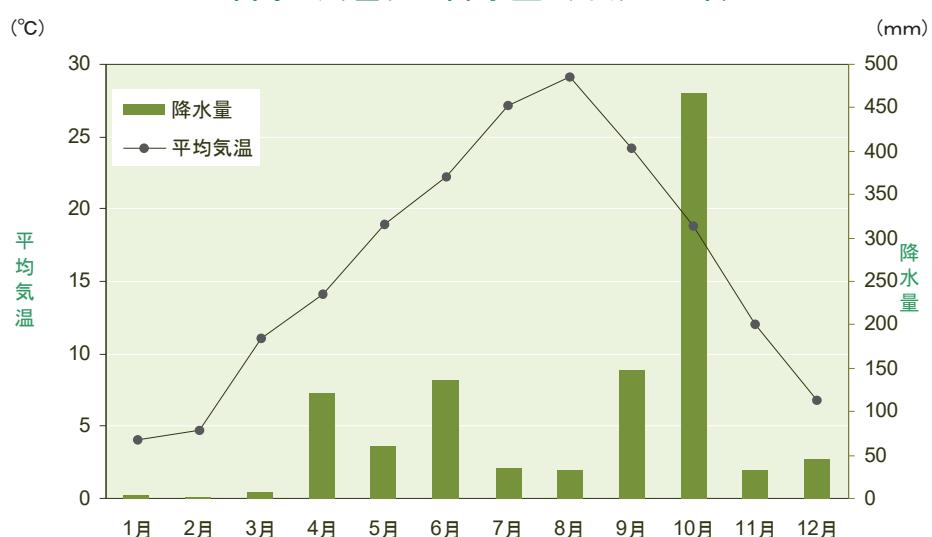
*1 温室効果ガス:大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄の6つを定義しています。

第3節 自然環境

1. 気象

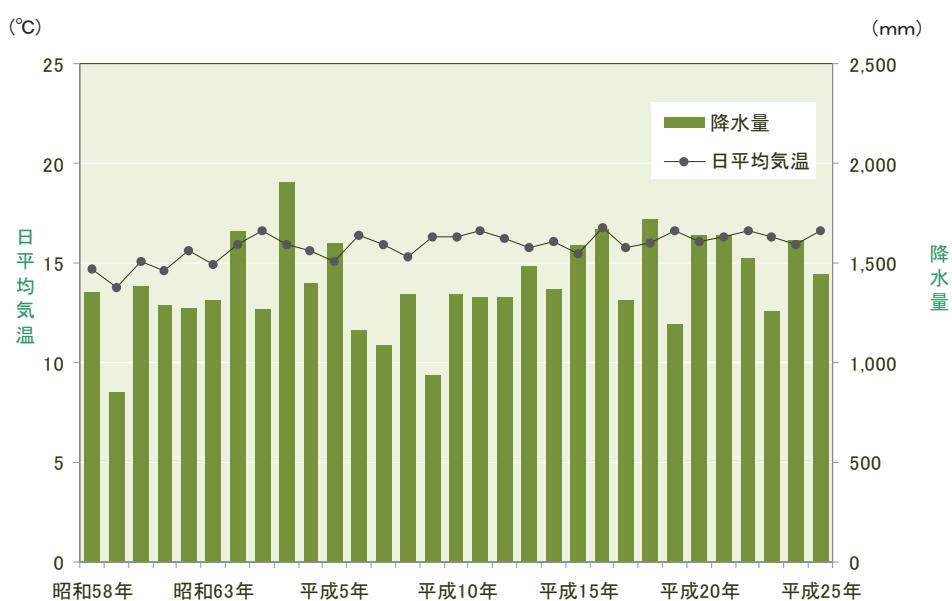
本市の気象は太平洋気候に属しており、季節別にみると、夏季に高温で、冬季に降水量が少ないという特徴があります。過去30年間の推移をみると、年間の平均気温は16°Cを超える年が多くなり、やや上昇傾向にあります。

●一年間の気温及び降水量（平成25年）●



資料：平成25年版四街道市統計書

●気温及び降水量の経年変化●



資料：気象庁ホームページ 気象統計情報 千葉特別地域観測所

2. 植物

「日本植生誌関東」（1986、宮脇昭編著）によると、本市の位置する下総台地は、ほとんど全域がシラカシ群集を潜在自然植生^{*1}としています。このほか、台地を浸食する河川沿いの沖積低地ではオニスゲーハンノキ群集、クサヨシーハンノキ群集、ジャヤナギーアカメヤナギ群集、タチヤナギ群集を潜在自然植生としています。沖積低地に接する台地の肩部ではスダジイ・ヤブコウジ群集を潜在自然植生としています。

平成18年に本市が実施した四街道市自然環境調査では128科778種の植物が確認されており、カタクリ、タコノアシなど28科45種の貴重種が確認されています。

また、福星寺のシダレザクラと天照皇大神社のモチノキが、千葉県の主要な巨樹・巨木に指定されています。

●市内で確認された植物数●

種類	確認種数	確認種のうち貴重種数
シダ植物	70種(16科)	5種(4科)
裸子植物	9種(6科)	3種(3科)
被子植物	699種(106科)	37種(21科)

資料:四街道市自然環境調査業務委託報告書(平成18年3月)

3. 動物

平成18年に本市が実施した四街道市自然環境調査では62科372種の動物種が確認されており、ハヤブサ、ニホンアカガエルなど31科46種の貴重種が確認されています。また、千葉県の保護上重要な野生生物「千葉県レッドデータブック」動物編によると、千葉県の保護上重要な野生生物として、75種類の野生動物が本市で確認されており、確認された野生動物のうち45種が鳥類となっています。

●市内で確認された動物種数●

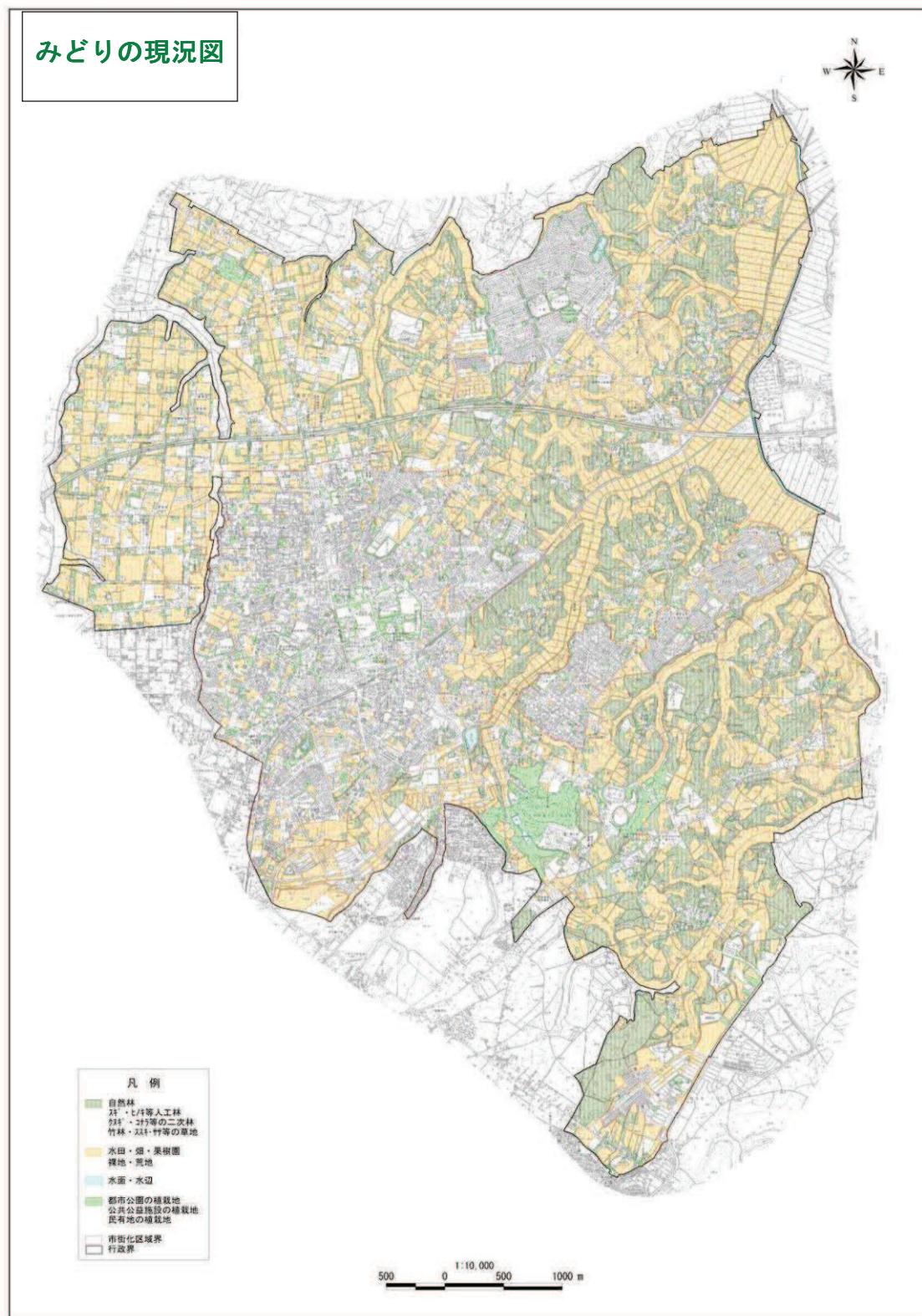
種類	確認種数	確認種のうち貴重種数
鳥類	66種(14目31科)	34種(10目23科)
昆虫類	275種(10目7科)	0種(0目0科)
哺乳類	9種(5目7科)	2種(2目2科)
爬虫類	7種(2目4科)	6種(1目3科)
両生類	4種(1目3科)	3種(1目2科)
魚類	6種(4目5科)	1種(1目1科)
ニマイガイ類類	1種(1目1科)	0種(0目0科)
マキガイ類	2種(2目2科)	0種(0目0科)
甲殻類	2種(1目2科)	0種(0目0科)

資料:四街道市自然環境調査業務委託報告書(平成18年3月)

^{*1} 潜在自然植生：伐採・植林・放牧・汚染など、人間の影響を一切停止したとき、生じると判定されるその土地の元々の植生のことです。

4. 緑地

市内の緑地は、南東部にやや偏った面的な緑地が広がっていますが、それ以外の緑地は点在しており、水田や畠が各緑地をつないでいます。また、市役所や四街道駅がある中心市街地や新興住宅地は緑地が少なくなっています。



資料:四街道市みどりの基本計画 資料編

第4節 環境活動状況

千葉県では、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動協定が認定されており、市内では、4団体5箇所が、里山活動協定の認定を受けています。

●里山活動協定の認定状況●

認定年月日	里山活動団体名	里山活動協定の名称	活動内容	目的となる土地の所在	面積(m ²)
平成17年11月22日	四街道プレーパーク どんぐりの森	どんぐりの森 里山活動協定	下刈、伐採、自然観察会、森遊び	四街道市和良比 字中山690	4,026
平成20年7月17日	四街道フォレスト	四街道フォレスト 里山活動協定	森林整備、自然観察、環境教育、山菜・きのこ栽培	四街道市南波佐間 字中山196番1	8,469
平成21年6月30日			間伐、保育、自然観察、環境教育、山菜及びきのこの栽培	四街道市南波佐間 字中山209番1	9,117
平成23年5月20日	四街道里山の会	四街道里山活動協定	植栽・保育等の森林整備、森林施業の技術研修	四街道市鹿渡 字木戸場1126番1他 1筆	2,293
平成23年6月21日	特定非営利活動法人 竹研究会	中台里山活動協定	竹林(森林を含む)整備、景觀整備、自然観察、環境教育、竹林セラピーの実践	四街道市中台 字長堀652番1	3,024

資料：千葉県ホームページ 里山活動協定認定状況



四街道フォレストによる森林整備活動の様子

第3章 計画の目標及び方向性

第1節 望ましい環境像

本計画の望ましい環境像は、四街道市総合計画の将来都市像ならびに基本目標、施策分野等と整合を図り、次のとおり定めました。

【四街道市環境基本計画の望ましい環境像】

『みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち』

本計画では「みどり」を自然植生の緑だけでなく、人の手が加わった公園などの市街地の緑も含めた総合的な概念として捉えます。なお、市民憲章においても、緑に関する項目(私たちはみどりを愛し、樹木や花の多い、きれいなまちをつくりましょう)が掲げられています。

(参考)四街道市総合計画について

平成26年度を初年度とする四街道市総合計画の基本構想では、「将来都市像」「基本目標」を次のように定めています。また、環境基本計画に関連する方向性として、基本目標4「みどりと都市が調和したうるおいのあるまち」において、①環境保全、②循環型社会、③住環境、④生活基盤といった施策分野を定めています。

【将来都市像】

人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道

【基本目標】

基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

基本目標2 安全・安心を実現するまち

基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

基本目標5 にぎわいと活力にあふれるまち

基本目標6 ともに創る将来に向けて持続可能なまち

第2節 計画の体系

本市は、都心から40km圏内にありながら貴重な自然が残され、人々の生活と自然が接近していることが大きな特色です。この暮らしやすい本市の特色を将来の世代に伝え、守っていく責務が私たちにはあります。

そこで、本計画の望ましい環境像である「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を達成するために、市民・市民団体、事業者及び市が一体となって環境保全・環境創造に取り組む方向性として下表のとおり5つの分野ごとに長期目標を設定しました。

また、本計画を推進していくためには、市が総合的かつ効果的に施策・事業を展開していく必要があります。そこで、この5つの長期目標の達成に向けて、施策の基本方針を下表のとおり定めました。

●計画の体系●

望ましい環境像	長期目標	施策の基本方針
みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち	(安全安心・生活環境分野) 1. 健やかに安心して暮らせるまち	①生活環境の保全対策 ②美しく快適なまちづくりの推進 ③暮らしやすさの向上
	(循環型社会分野) 2. 循環型社会の実現に向けた 仕組みづくりを実践するまち	①3R ^{*1} の推進 ②ごみの適正処理の推進
	(低炭素社会分野) 3. 次世代に引き継ぐ 低炭素社会の実現に貢献できるまち	①省エネルギーの推進 ②温室効果ガス排出量の削減
	(自然分野) 4. 思いやの心が育まれる 自然豊かなまち	①自然とのふれあいの推進 ②生物多様性 ^{*2} の保全
	(環境教育・行動分野) 5. みんなで環境づくりに取り組むまち	①環境情報の提供 ②環境保全活動の推進 ③環境教育・環境学習の推進

*1 3R:Reduce(ごみを出さない)、Reuse(ごみを再利用する)、Recycle(再資源化)の頭文字をとった3Rと言います。

*2 生物多様性:地球上には約3,000万種とも言われる多くの生物が生きてています。これは生物が、生命の誕生以来、地球環境の変化と生存競争のもと、お互いに影響を及ぼし合いながら進化してきた結果であり、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史を持つ固有の存在です。こうした生物はまた、様々な環境でつながりあって生きてています。こうした「固有性」と「つながり」を生物多様性と言います。

長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】

本市は生活環境が比較的良好な都市といえますが、野焼きと羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情の割合が多い傾向にあることに加え、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことなどから生活環境について改善する余地が残されています。

また、安心して暮らすには、憩いとうるおいを感じることのできる緑地の整備や、道路施設のバリアフリー化の推進などが重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、私たちが暮らしていくうえで欠かせない生活環境の保全と、総合的な都市整備に取り組み、生活環境の保全と快適環境の向上の推進に向けた『健やかに安心して暮らせるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①生活環境の保全対策

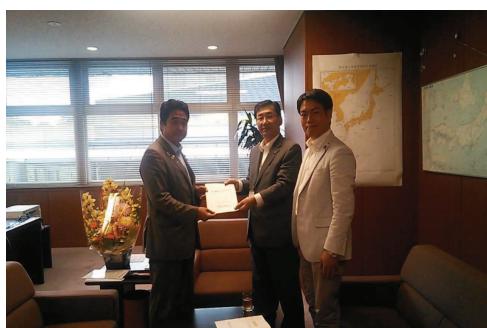
大気、水質、騒音等については千葉県や国等の関係機関への働きかけを含めた対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくり及び生活環境の保全対策を推進します。

②美しく快適なまちづくりの推進

市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、公園の整備、街路、住居、事業所での緑化、水辺空間の整備、違法駐輪対策などを実施し、美しく快適なまちづくりを推進します。

③暮らしやすさの向上

円滑な交通の確保、歩行者等が安全に利用できる道路づくりを進めるとともに、道路施設のバリアフリー化や排水対策の推進など、安心・防災面に配慮したまちづくりを進め、安全安心につながる都市整備を推進します。



国土交通大臣に対する航空機騒音に関する要望書の提出



物井さとくらし公園

長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムやライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会の構築に向けた取組は、現在避けることのできない課題となっています。また、本市には最終処分場がなく、焼却灰等のごみの焼却残渣の処分は、他の自治体に依存している状況です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協調して廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、『循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①3Rの推進

3Rの推進のために、不用品の交換の斡旋やエコショップ認定を継続するとともに、事業者に製造・流通過程での資材の再利用を働きかけ、ごみ発生量の削減を図ります。

また、自治会や子ども会などによる資源回収活動や資源回収団体への支援をはじめ、リサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率^{*1}のさらなる向上を図るとともに、マイバッグ運動や使い捨て製品の使用自粛などを市民に呼び掛け、廃棄物に関する3Rに対する市民意識の向上を図ります。

②ごみの適正処理の推進

ごみの適正処理の推進のために、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、最終処分量の削減を図ります。また、不法投棄禁止についての広報、監視員制度を活用した市内パトロールを行うことにより、不法投棄のないまちづくりを推進します。



不法投棄禁止看板



資源ごみの集団回収

^{*1} リサイクル率：市で処理するごみ処理総量のうち資源回収物が占める割合です。

長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】

地球温暖化問題に代表される地球規模での環境問題に対応していくことは、私たちの世代の責務となっています。また、東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故は、あらためて我々のエネルギー消費に対する意識を見つめなおす契機となりました。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が一体となって、地球温暖化対策に継続して取り組んでいくとともに、再生可能エネルギー^{*1}の導入など省エネルギーに取り組み、『次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①省エネルギーの推進

省エネルギー建築の推進、住宅用省エネルギー設備導入に対する補助制度活用の推進などによる省エネルギー設備の導入促進、省エネルギー行動の啓発などにより省エネルギーを推進します。

②温室効果ガス排出量の削減

公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度活用の推進などにより、身近な再生可能エネルギー資源の有効利用を促進します。また、公共交通機関の利用促進、エコカー^{*2}導入の推進、エコドライブの普及啓発等により、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。



旭小学校の太陽光発電設備

*1 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど永続的に利用することができるエネルギー源から得られるエネルギーのことです。

*2 エコカー：一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車。電気自動車やハイブリッド車、一定の環境性能を備えたガソリン車及びディーゼル車のことです。

長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

谷津田、里山など市内に残る自然環境は市民の安らぎの空間としての役割を持つほか、生態系をいう重要な要素です。わたしたち人間も生態系^{*1}を構成する一部としてこれらから多くの恩恵を受けていることから、自然環境を保全していくことはとても重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協働して、森林、谷津田や里山の保全、農業の活性化に取り組み、生物多様性の保全に向けた『思いやりの心が育まれる自然豊かなまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①自然とのふれあいの推進

市民農園の利用促進を図るとともに、自然観察会等への支援を推進し、自然とふれあえる機会を市民に提供します。

②生物多様性の保全

生物の生息基盤となる森林・農地の所有者への支援を推進するとともに、里山、谷津田、河川を総合的に保全することで、良好な生態系を維持し、生物多様性の保全を図ります。また、生物調査等の実施により、本市に生息・生育する貴重な生物を把握するとともに、その保護について検討します。



栗山みどりの保全事業区域

^{*1} 生態系：ある地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを示します。

長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】

環境保全への取組は、継続的な環境教育・環境学習が欠かせないものであり、教育現場、地域現場などすべての主体が一体となり行動、学習することが必要です。加えて、東日本大震災後は、地域のきずなの重要性があらためて見直され、地域活動に参加する機運が高まっています。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、NPO、地域コミュニティなど地域社会を構成するさまざまな主体との連携・協働を一層強固なものとし、環境教育・環境学習の推進に取り組み、『みんなで環境づくりに取り組むまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①環境情報の提供

環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報を提供します。

②環境保全活動の推進

環境保全団体と市との連携を強化するとともに、環境保全団体同士のネットワークづくりを促進します。市民・市民団体、事業者、市が協働した環境保全活動の実現に向け、三者が交流できる場の整備を図ります。

③環境教育・環境学習の推進

環境家計簿の普及啓発、自然観察会等への支援や本市の環境に関する副読本の作成、環境学習プログラムの充実など環境教育・環境学習の推進を図ります。



市民との清掃活動の様子

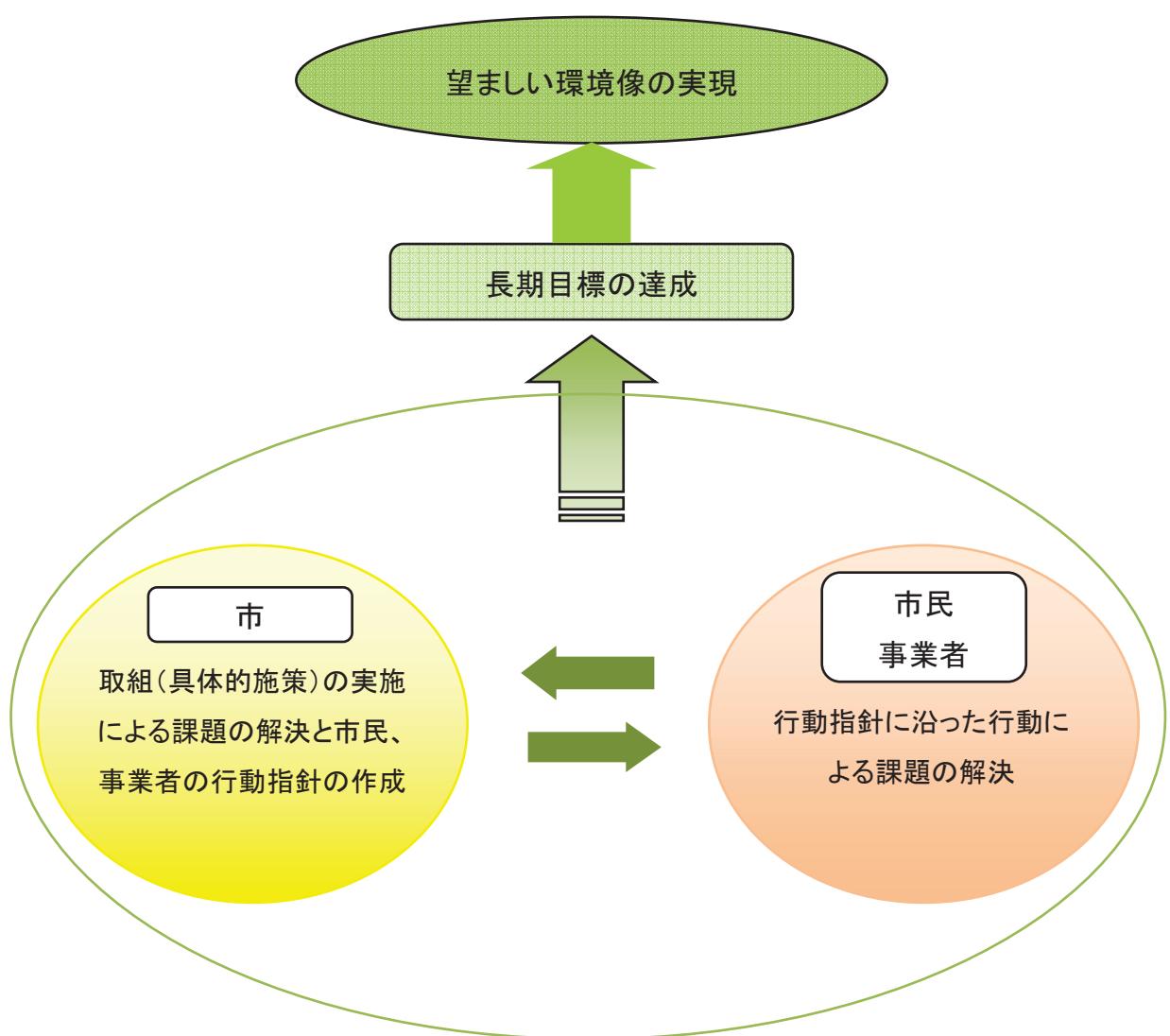
第4章 取組の展開

本章では第3章で示した施策の方針ごとに現状と課題を示し、課題に対する取組として市の具体的施策、市民^{注)}、事業者の行動指針について示しています。

望ましい環境像の実現のために、市は具体的施策の実施により課題の解決を図る一方、市民、事業者は市の施策に対応する行動指針をこころがけることで、各分野の長期目標の達成をめざします。

なお、市民、事業者の行動指針のうち、まちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れた部分は〔※〕を付けて表記しています。

注) 行動指針に示す主体については市民・市民団体を合わせて、市民と記しています。



長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】

【施策の基本方針 1-① 生活環境の保全対策】

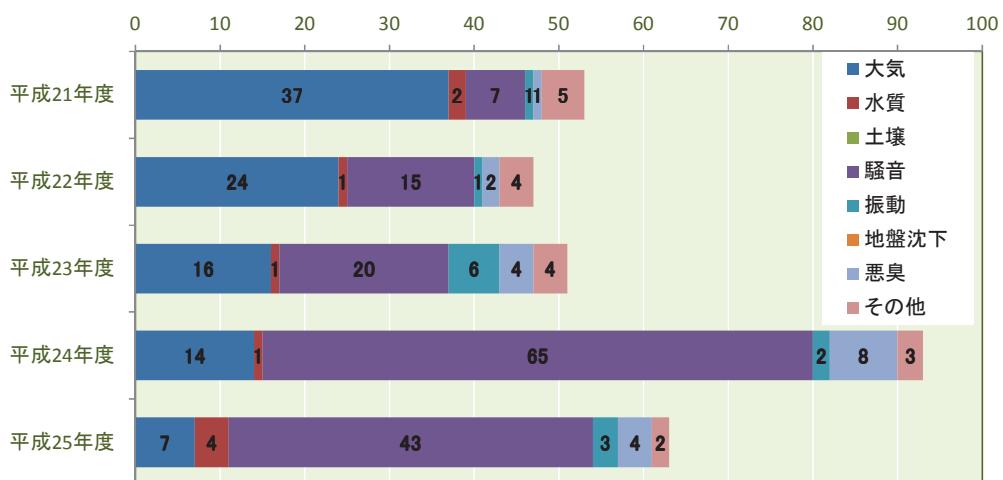
現状及び課題

生活環境の保全対策については、野焼き^{*1}や羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情などに対応した施策を推進する必要があるほか、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことから、自動車の利用等を抑制する必要があります。なお、平成25年度の種類別苦情件数は全63件のうち、大気が7件、騒音が43件となっており、苦情の大部分を占めています。

アンケート調査結果によると、市民は環境の将来像及び今後の施策に関して、大気汚染の防止など、生活環境を重要視する意見が多くなっています。また、小中学生は、河川の水質が良いという印象を持つ意見は少なくなっています。

そこで、大気、水質、騒音等の身近な生活環境の保全対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくりを推進する必要があります。

●種類別苦情件数●



資料：四街道市環境経済部環境政策課資料

*1 野焼き：畑や空き地など、野外で焼却する行為を指します。ダイオキシンや悪臭の発生を伴う恐れがあるため、焼却行為は法令で定められた構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合等を除いては原則として禁止されています。ただし、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものについては例外とされています。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の監視の継続 ・野焼き監視パトロールの実施 	担当：環境政策課
b	水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・県や周辺自治体と連携した水質汚濁の監視・測定体制の拡充 ・工場・事業所に対し汚濁物質削減への協力要請 ・公共下水道への接続の促進及び啓発 ・高度処理型合併処理浄化槽^{*1}の設置補助の推進と維持管理の促進 	担当：環境政策課 関連：下水道課
c	航空機騒音への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音について、千葉県、関係自治体と連携した国へ対する騒音軽減に向けた対策の要望 	担当：環境政策課
d	自動車利用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカーの利用抑制の呼びかけの実施 	担当：環境政策課
e	身近な生活環境問題への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、悪臭、野焼き等の身近な生活環境の保全対策の推進 ・不法ヤード^{*2} 対策を強化するため、千葉県、警察など関係機関との連絡体制や地域と連携した監視体制の整備 	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食器についた油や汚れを拭き取ってから洗う、排水口にネットを使用して固形物を流さない、使用済みの食用油や米のとぎ汁を排水口に流さないなどの排出抑制に努めましょう。 ・浄化槽は定期的に保守点検と清掃を実施し、浄化槽法に基づいた法定検査を受けましょう。 	b
	<ul style="list-style-type: none"> ・違法な野焼き等の不適正焼却行為をやめましょう。 	a
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕 	d
	<ul style="list-style-type: none"> ・大気公害防止施設（ばい煙処理装置等）を導入するなど、適正管理に努めましょう。 ・大気汚染や水質汚濁に関して定期的な測定調査の実施など適正管理に努めましょう。 ・ダイオキシン類や揮発性有機化合物等の有害化学物質を排出しないよう大気・水質の規制基準等を遵守しましょう。 ・共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。 ・MSDS^{*3} 等により化学物質使用・保管管理を行いましょう。 	a ab ab ad b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

^{*1} 高度処理型合併処理浄化槽：通常の合併処理浄化槽よりも浄化能力の高い浄化槽を指し、N10型(放流水 1L 当たりの総窒素濃度の日間平均値が 10mg 以下又は総りん濃度の日間平均値が 1mg 以下の機能を有するもの)や、NP 型(放流水 1L 当たりの総窒素濃度の日間平均値が 20mg 以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が 1mg 以下の機能を有するもの)などがあります。本市では生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対し補助金を交付しています。

^{*2} 不法ヤード：各種法令に違反して敷地を塀で囲った場内で自動車の解体作業などをを行う施設のことを指します。

^{*3} MSDS：化学物質等安全データシート (Material Safety Data Sheet) の略で、事業者が化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

【施策の基本方針 1-② 美しく快適なまちづくりの推進】

現状及び課題

本市ではこれまで総合公園の整備、都市計画道路の整備に伴う植樹帯等の設置、花と緑の基金を利用した公園のリニューアル（平成 23 年度終了）及び一般家庭に対する生垣設置の補助等の緑化に関する施策を実施してきました。しかし、本市の都市公園の市民一人あたりの面積は平成 23 年度時点で 7.2 m²であり、「みどりの基本計画」に定められている都市公園の整備目標に対し、約 2 m²足りない状況です。

また、市民に対するアンケート調査結果でも自由意見で、市民が利用できる公園の整備や自然保護を訴える意見が多く挙がっており、都市公園の継続的な整備、街路、住居、事業所での緑化をより推進し、うるおいのある都市環境を創造していく必要があります。

一方、水辺環境についてみると、大きな河川や湖沼がない本市においては市内を流れる鹿島川、手縄川、勝田川、小名木雨水幹線（小名木川）、並木川、東部排水路等が貴重な水辺空間となっており、これまでに小名木雨水幹線の整備において自然堤体を採用するなど、水辺空間の維持・整備を図ってきました。しかし、市民に対するアンケート調査結果では河川水質の浄化や水辺空間の整備についての満足度はあまり高いとは言えず、河川、水路の整備において、多自然型の改修や親水性を考慮した、市民に親しまれる水辺空間の創出が必要です。

居住環境では、市内中心部における自転車駐車場整備の進展により、放置自転車の数は減少傾向にあるものの、依然として多くの放置自転車が見受けられ、景観上も好ましくないことから、自転車駐車場の利用促進をさらに図る必要があります。また、計画的に開発された住宅地の中には、整備後、30 年以上を経過した地域もあり、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で見られる一方で、空き家の増加などが見受けられるようになり、これらの課題に対応していく必要があります。

そこで、市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、都市公園を中心とした市内全体の緑化や防災上も有効な水辺空間の整備、景観対策としての自転車駐車対策、良好な住宅・住環境の整備に取り組み、美しく快適なまちづくりを進める必要があります。

●四街道市内の都市公園設置状況●

公 園 種 別	箇所数(箇所)	面 積(m ²)
総 合 公 園	1	193,000
地 区 公 園	1	41,323
近 隣 公 園	6	111,603
街 区 公 園	137	149,492
合 計	145	495,418

資料：平成 25 年版四街道市統計書

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の確保・整備の継続 ・社寺林・屋敷林の保全 	担当：都市計画課 : 産業振興課
b	公共施設や住居、工場・事業所等の緑化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の緑化（グリーンカーテンなど）の推進 ・生垣設置補助金の継続推進 ・自治会等の団体との協働による公園の維持・管理の推進 	担当：管財課 都市計画課 関連：建築課 : 環境政策課 : 道路管理課
c	街路樹の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の維持・管理の推進 ・四街道駅前大日線の松並木通り等の維持管理 	担当：道路管理課 関連：管財課
d	保存樹木、保存樹林指定制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・古木や巨木等を保存樹木に指定し、樹木等の保存管理への補助の実施 	担当：産業振興課 関連：社会教育課
e	親水性と田園環境に配慮した水辺空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、水路等の整備に伴う生態系に配慮した市民に親しまれる良好な水辺空間の創出 	担当：環境政策課 関連：下水道課
f	違法駐輪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐輪の発生防止についての市民への啓発 ・放置自転車の撤去の推進 	担当：道路管理課
g	良好な住宅・住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物に対するパトロールの強化、市営住宅の改修工事の促進 ・増加傾向にある空き家の実態調査の実施及び空き家の効果的な対策の検討 	担当：建築課 関連：自治振興課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地、松並木、街路樹・保存樹木・樹林を大切にしましょう。 ・庭やベランダに花や樹木を植え、生垣を作りましょう。 ・県の開催する緑のカーテンコンテストに参加しましょう。〔※〕 ・河原や水辺の美化に努め、そこに生息する動植物を大切にしましょう。 ・自転車は所定の自転車駐車場に置きましょう。〔※〕 	acd b b e f
	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地の美化等に協力しましょう。 	a
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の緑化に努めましょう。 	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

【施策の基本方針 1-③ 暮らしやすさの向上】

現状及び課題

都市計画道路^{*1}は安全で快適な市民生活を支え、円滑な交通を確保する機能を持つだけではなく、災害時には避難路を提供し、火災の延焼を防ぐ防火帯としての機能を持ちます。本市では23路線、総延長にして約50kmを都市計画決定していますが、平成25年度の時点で完成しているのは4割程度となっています。

また、一般国道51号と主要地方道千葉・臼井・印西線が通過している本市は、周辺の都市間を移動する通過交通量の割合も高く、交差点改良や道路拡幅が遅れていることから、交通渋滞の発生が起きやすい状態となっており、計画的な道路整備が重要となります。

そこで、安全で快適な市民生活を創造していくためには、道路交通による公害の抑制効果の期待できる街路樹の整備・維持管理や円滑な交通の確保のための道路の維持・管理を継続して進める必要があります。また、市民の誰もが快適に暮らしていくには、障害者や高齢者の使い勝手がよいバリアフリー化された歩道や交通安全施設も重要といえます。

さらに道路の冠水、住宅の浸水に対する対策など安心して暮らせる住環境を確保するための取組も必要です。



主要地方道臼井印西線

^{*1} 都市計画道路：都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、「自動車専用道路」、「幹線道路」、「区画街路」、「特殊街路」の4種類があります。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	道路網の整備と安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市道(生活道路)の整備・充実 ・都市計画道路等の整備 ・道路の不法占用、沿道樹木の張り出しによる交通障害物対策の実施 ・交通環境を向上させるため、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備の推進 	担当：道路建設課 ：道路管理課
b	排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水や住宅浸水を改善するための雨水管、雨水貯留施設、道路側溝の新設と改修工事の実施 	担当：道路管理課 関連：下水道課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・四街道市私道整備助成金制度を活用しましょう。 ・人や自動車の通行の妨げとなる道路の不法占用は止め、このような行為を発見したら関係機関（市・警察署）に連絡しましょう。 	a a
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤等を奨励・実践し、市内の交通渋滞の緩和に努めましょう。 ・地下水の涵養を促進するため、地下浸透マス^{*1}などを整備しましょう。 	a b

^{*1} 地下浸透マス：住宅地などに降った雨水を効率的に地中に浸透させるための設備です。

長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】

【施策の基本方針2-① 3Rの推進】

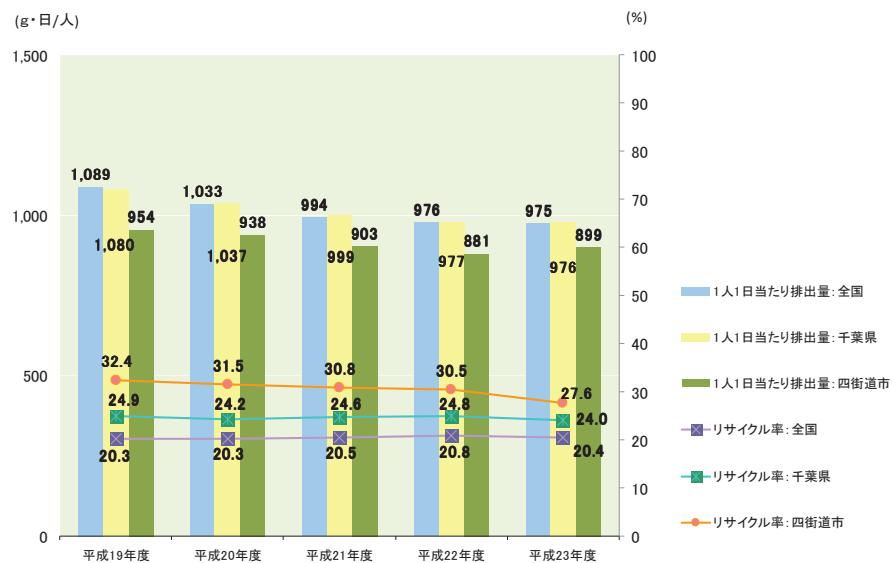
現状及び課題

本市の1人1日当たりのごみの排出量は全国と比較すると少なく、平成23年度にやや増加しているものの、おおむね減少傾向にあります。リサイクル率も全国平均と比較して高くなっていますが、本市は市内に最終処分場を持たないため、さらにごみの発生量を削減させる必要があります。

ごみの発生量のさらなる削減は、市民の理解と積極的な行動が必要です。市民に対するアンケート調査結果では、環境の将来像として、3Rを重視した意見が多く支持されているとともに、今後の施策の方針としてごみ処理施策が重要視されています。また、小中学生に対するアンケート調査結果でも、まちのごみ処理状況に関してあまり良い印象を持っておらず、ごみ問題を心配している児童・生徒が多いことがわかります。

そこで、ごみ発生量の削減を図るとともにリサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率のさらなる向上を図るなど3Rを確実に推進していくことが必要です。また、マイバッグ持参運動や使い捨て製品の使用抑制などを市民に呼び掛けるなど3Rの普及啓発を図り、廃棄物削減に関する一層の市民意識の向上を図る必要があります。

●ごみの処理状況（排出量・リサイクル率）●



資料：平成23年度一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省）

平成23年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について（千葉県）
四街道市ごみ処理量より算出（四街道市）

本市のごみの発生抑制への取組「エコショップよつかいどう」

エコショップよつかいどう認定制度

本市では平成 17 年 10 月からエコショップよつかいどう認定制度を開始しました。

エコショップよつかいどう認定制度はごみの発生量を抑制し、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接なかかわりを持つ市内の小売店を対象に以下の認定条件を満たす店舗に認定証と認定マークをお渡しする制度です。

平成 24 年度までに 6 店舗が認定を受けています。

認定基準

- I. 市内に所在がある小売店であること
- II. 次の 8 つの事項のうち、3 つ以上実施していること
 - (1) 買い物袋又は買い物かごの持参の奨励
 - (2) 商品のばら売り又は量り売り
 - (3) 簡易包装又は無包装
 - (4) リサイクルのための牛乳パック、ペットボトル、トレイ等の店頭回収
 - (5) 再生原料を使用した商品、リサイクルしやすい商品等環境に配慮した商品の販売
 - (6) 販売した商品の修理サービス
 - (7) 広告、チラシ等での再生紙の使用
 - (8) 消費者に対するごみの減量、リサイクル等の呼びかけ

ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クレちゃん



エコショップ認定マーク

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	不用品の交換情報の提供	・市役所での掲示や市政だよりによる不用品の交換情報の提供	担当：産業振興課
b	エコショップの認定	・「エコショップよつかいどう」認定事業の継続・推進	担当：廃棄物対策課
c	資源物回収活動の推進	・雑紙、植栽剪定枝、廃食油、小型電子機器のリサイクルの推進 ・自治会や子ども会など資源物回収団体への支援 ・家具類等を引き取り、補修、販売を行うリユースの拠点施設整備の検討	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
d	リサイクル処理の最適化とごみの分別と収集の検討	・リサイクル処理の最適化の検討 ・新たな分別方法による収集の検討	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
e	ごみの出し方やリサイクルに関するルールの徹底	・市政だより掲載の「くるちゃんのゴミのはなし」による啓発の継続 ・自治会との協働によるごみの出し方のルール遵守の徹底 ・講習会や出前講座によるリサイクルに関する市民への啓発	担当：廃棄物対策課 ：クリーンセンター
f	ごみに関する意識の高揚	・3Rの推進を目的とした資源物集団回収の実施を通じた市民意識の向上促進	担当：廃棄物対策課

● 「くるちゃんのゴミのはなし」掲載履歴 ●

掲載号		記事
平成24年度	4月15日	インカートリッジのリサイクルにご協力を
	5月15日	剪定枝の出し方
	6月15日	携帯電話のリサイクルにご協力を
	7月15日	可燃ごみの減量は分別の徹底から
	8月15日	可燃ごみの焼却灰はどこに行くの？
	9月15日	買い物にはマイバッグを持って行きましょう
	10月15日	10月は「3R推進月間」です
	11月15日	太さ10cmの木の枝は可燃ごみ？
	12月15日	大掃除はお早めに
	1月15日	正しくごみを出して火災事故をなくそう
	2月15日	「エコショップよつかいどう」
	3月15日	可燃ごみの減量について
	4月15日	家庭用消火器のリサイクルにご協力を
	5月15日	剪定枝の出し方
	6月15日	不用品、粗大ごみ、家電等の回収業者とのトラブルにご注意ください！
平成25年度	7月15日	可燃ごみはどうしたら減らせるの？
	8月15日	買い物にはマイバッグを持ってていきましょう
	9月15日	粗大ごみを分解したら集積所に出せるの？
	10月15日	10月は「3R推進月間」
	11月15日	粗大ごみの持ち込みについて
	12月15日	大掃除はお早めに
	1月15日	プラスチック・ビニールごみを正しく分別しよう
	2月15日	エコショップよつかいどう
	3月15日	それ、本当に可燃ごみ？

◎ 廃棄物対策課 ☎421-6132

10月は「3R推進月間」

10月は「3R推進月間」です。皆さんは「3R」という言葉をご存じですか。これまで日本は、大量の資源を使って大量の製品を生産し、消費することで豊かな社会を築いてきました。しかし、その結果、膨大な量の廃棄物が排出され、深刻な環境問題をもたらしています。では、こうした廃棄物や資源の問題に、私たちはどうのように対処すればよいのでしょうか？そのキーワードが「リデュース・リユース・リサイクル」の3つのRです。

①リデュース（Reduce）=物を大切に使い、ごみの発生を抑えることです。例えば、買い物にはマイバッグを持って行ったり、不要ないものは買ったりもらったりしないようにしましょう。

②リユース（Reuse）=繰り返し使うことです。例えば、ビールや牛乳の瓶は洗浄・消毒して中身を詰め替え、繰り返し使います。家庭で不用になったものも不用品コーナーなどを利用して譲り合いましょう。

③リサイクル（Recycle）=再び資源として利用することです。ごみをもう一度資源として使えるように資源物はきちんと分別して出しましょう。リサイクル製品を積極的に利用することも大事です。

「3R」はメーカー、販売業者、消費者それぞれが取り組む必要がありますが、以上のことはどれも私たちにできることです。身近なことから取り組んで循環型社会を目指しましょう。

ごみ量比較・可燃ごみ

H25.8月分 約1,320 t (前年同月比 約+23 t) H24.8月分 約1,297 t

3Rについてわかりやすく説明しています。

(市政だより(平成25年10月15日号)掲載)

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・ 不用品はすぐに廃棄せず、市役所のリサイクル品交換コーナーを活用しましょう。	a
	・ 「エコショップよつかいどう」認定ショップを利用しましょう。	b
	・ エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により適切に処理しましょう。	ce
	・ 定められたルールに従い、ごみを分別・排出しましょう。〔※〕	de
	・ 必要なものを必要な量だけ購入し、繰り返し使用できる容器や詰め替えが可能な物を選んで購入するようにしましょう。	e
	・ クリーンセンターで実施する見学会等に参加しましょう。	e
	・ 自治会等でごみの集積所の清掃当番制を定めましょう。〔※〕	f
事業者	・ 「エコショップよつかいどう」認定ショップの登録を受けましょう。	b
	・ 使い捨ての製品の使用や購入を減らしましょう。	f
	・ 包装や容器の削減に取り組みましょう。	f
	・ 詰め替え可能な容器、リターナブル容器 ^{*1} などの販売を促進しましょう。	f
	・ 裏紙の利用や両面コピーなどにより紙の有効利用に取り組みましょう。	f
	・ 建設副産物の発生抑制、適正処理、有効利用に努めましょう。	f

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

家電リサイクル法

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が平成13年4月から施行されました。

この法律では、家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等(製造業者、輸入業者)による再商品化等(リサイクル)が義務付けられ、消費者(排出者)には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

家電リサイクル法で小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化等が義務付けられる家電4品目

- ①家庭用エアコン ②テレビ ③電気冷蔵庫・電気冷凍庫 ④電気洗濯機・衣類乾燥機

資料：環境省ホームページ

^{*1} リターナブル容器：飲料などの中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器です。

【施策の基本方針2-② ごみの適正処理の推進】

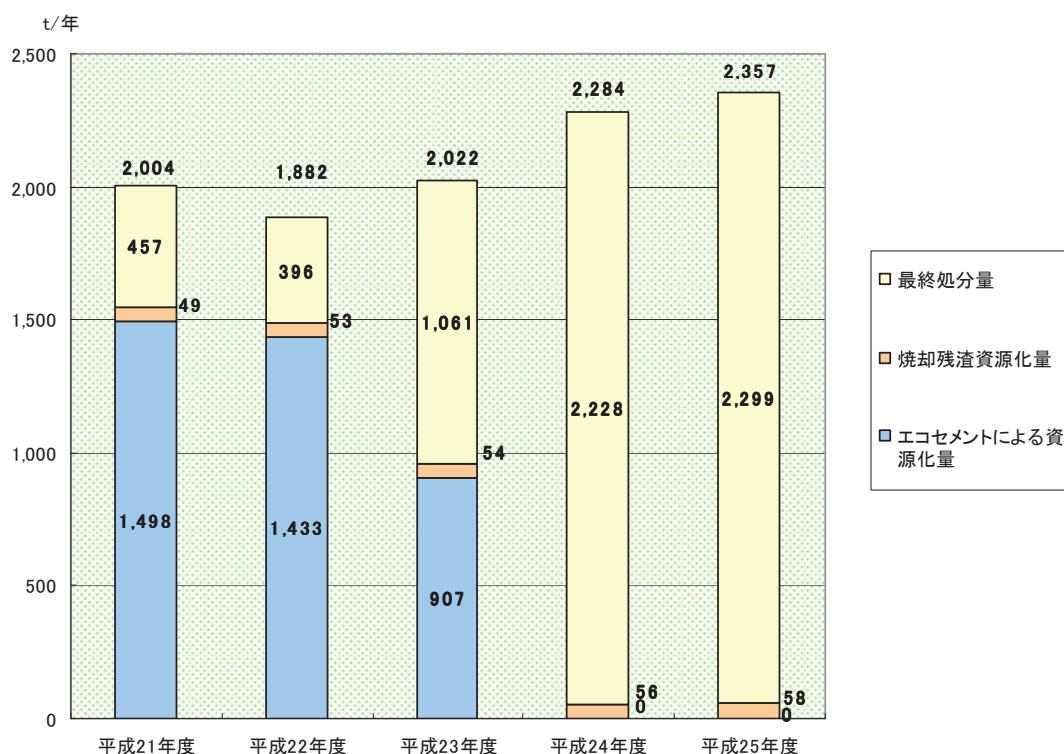
現状及び課題

本市は市内に最終処分場を持たないために、ごみの焼却灰等の最終処分を他の自治体に依存しています。焼却灰の民間のエコセメント^{*1}再生工場での再利用も図っていましたが、東日本大震災以降、放射能の問題でセメントとしての再利用は困難な状況となっていることに加え、焼却残渣も増加しつつあることからより一層のごみの減量化が必要となっています。

また、市民に対するアンケート調査結果では今後の施策の方針としてごみの減量化・資源化・適正処理を重要視しており、不法投棄に対する施策について満足度は低く、重要度は高くなっています。

そこで、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、ごみの処理を推進して最終処分量の削減を図る必要があります。また、不法投棄についての広報、監視員制度を活用した市内パトロール等により不法投棄のないまちづくりが必要です。

●四街道市一般ごみの焼却残渣処理の推移●



資料：四街道市ごみ処理量より算出

^{*1} エコセメント：焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成してつくられるセメント。製造過程において1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解されます。

市の取組

具体的な施策		施策の内容	担当部署
a	焼却ごみ量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙類（新聞、雑紙、ダンボール、雑誌、紙パック）・繊維類の分別収集の徹底等、市民への可燃ごみ削減方法の啓発 ・紙類の分別を促進するなど事業系ごみの減量化の推進 	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
b	ごみ処理施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターの定期的な点検・整備及び老朽化した設備の修繕等の実施 	担当：クリーンセンター
c	不法投棄の防止と不法投棄された廃棄物の適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止看板の設置と広報の継続 ・環境保全指導員や不法投棄等監視員による市内パトロールの実施 ・不法投棄された廃棄物の速やかな撤去の実施 ・一般ごみの集積所での不法投棄廃棄物へのラベルによる警告の実施 	担当：廃棄物対策課 ：環境政策課 ：クリーンセンター

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的な施策 No
市民・事業者	・古紙類・繊維類の分別を徹底しましょう。	a
	・コピーの削減やペーパーレス化を進めましょう。	a
	・再生古紙を利用しましょう。	a
	・生ごみは水を切り、減量化を図りましょう。	a
	・不法投棄はやめましょう。	c
	・ごみはルールに従い、適正に出しましょう。	bc

●現在の焼却灰の処理状況について

クリーンセンターで発生した焼却灰の一部を以前まではコンクリート製品など幅広い用途に使用することの出来るエコセメントとして再資源化を図っていましたが、焼却灰の受け入れ先であった民間のエコセメント会社が東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響のため、操業休止となったことを受け、焼却灰の再資源化は困難な状況となっています。

そのため最終処分場を持たない四街道市では、従来から処分をお願いしている銚子市に加え、北茨城市にも焼却灰の処分をお願いしている状況です。

なお受け入れ先に搬出する際には、埋め立て可能な焼却灰の放射性物質濃度の上限基準を下回っていることを確認検査した上で処分をお願いしています。

長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】

【施策の基本方針3-① 省エネルギーの推進】

現状及び課題

本市では千葉県地域グリーンニューディール基金事業補助金制度^{*1}を活用し、市役所庁舎屋上に小規模風力発電システムを自然エネルギー利用の普及啓発のためにモデル設置したほか、市民に対して住宅用省エネルギー設備設置費補助金等を交付してきました。

また、クリーンセンターからの余熱を園芸栽培や温水プールに利用し、省エネルギーの促進を進めてきました。

市民に対するアンケート調査結果では今後の施策として、省エネルギーを重要視しています。今後、公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅、事業所への普及を促進し、太陽光発電システムの導入率向上を図るとともにバイオマスエネルギー等の導入可能性を検討する必要があります。

さらに、市役所においては、四街道市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネルギー・節電を進めるとともに、市民・市民団体、事業者と一体となって市域全体の省エネルギー・節電を推進する体制づくりを進める必要があります。

●四街道市住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の交付（申請）実績●

（平成25年度実績）

項目	家庭用燃料電池システム	定置用リチウムイオン蓄電システム	電気自動車受給電設備	太陽光発電システム
補助金交付者数（人）	10	1	0	110
補助金交付合計額（万円）	100	20	0	990.3

住宅用省エネルギー設備設置費補助金

地球温暖化の防止と家庭におけるエネルギーの安定確保並びにエネルギー利用の効率化・最適化を図るために住宅用エネルギー設備を設置した市民に対し、設置費用の一部を本市が補助する制度です。

補助対象となる住宅用省エネルギー設備は家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車受給電設備の3種です。

住宅用太陽光発電システム設置費補助

環境への負荷の低減を図り、地球温暖化防止等の環境保全に資するために住宅用太陽発電システムを設置する市民に対して、住宅用太陽光発電システム設置費の一部を本市が補助する制度です。

^{*1} 地域グリーンニューディール基金（千葉県）：国の「地域グリーンニューディール基金の創設」を受けて県及び市町村が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために平成21年から平成23年まで千葉県に設置された基金です。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	省エネルギー建築の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱材使用やLED等の省エネルギー設備を導入した省エネルギー型建築の普及促進 	担当：環境政策課 関連：建築課 : 管財課 : 自治振興課 : 教育総務課
b	省エネルギー設備の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への太陽光発電の導入の推進 ・住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の継続 ・小規模雨水利用設備設置費等補助金の継続 	担当：環境政策課 関連：建築課 : 教育総務課 : 管財課
c	省エネルギー行動の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・節電行動の普及啓発 ・公共施設における省エネルギー行動の実施 	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築や改築の際、断熱材やエネルギー効率の高い省エネルギー機器の導入に努めましょう。 	ab
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用省エネルギー設備設置費補助金や住宅用太陽光発電システム設置費補助金などの制度を利用しましょう。 	b
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模雨水利用設備設置費等補助金制度を利用しましょう。 	b
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気製品を使用しないときは主電源を切り、コンセントプラグをぬきましょう。 	c
	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンはこまめに手入れして機能維持に努めましょう。 	c
	<ul style="list-style-type: none"> ・照明や家電の購入時はLEDランプや省エネルギータイプの製品を選びましょう。 	c
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房温度は20°C、冷房温度は28°Cを目安に設定し、ウォームビズ、クールビズを励行しましょう。 	c
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光等の再生可能エネルギーや廃熱利用などの未使用エネルギーを利用しましょう。 	b
	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス等の照明やパソコン等機器の電源をこまめに切り節電に努めましょう。 	c
	<ul style="list-style-type: none"> ・共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。 	c
	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する省エネルギー環境教育を実施しましょう。 	c

【施策の基本方針3-② 温室効果ガス排出量の削減】

現状及び課題

本市の平成23年度のCO₂排出量は平成2年に比べると、家庭部門は82%、運輸部門（自動車のみ）は52%と増加割合が特に大きくなっています。

家庭部門の1世帯当たりのCO₂排出量も20%増加しており、世帯数の増加が市全体の排出量に大きく影響しています。同様に運輸部門の1台当たりのCO₂排出量は、14%減少していますが、車保有台数が増加しており、温室効果ガス排出量削減に向けた対策が必要となっています。

そこで、環境家計簿^{*1}などの普及を通じて、市民の意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進、市民や事業者の公共交通機関の利用促進やエコカーの導入の推進、エコドライブの普及啓発により、自動車利用の削減と見直しを図り、市域全体として温室効果ガス排出量削減を推進する必要があります。

●四街道市の温室効果ガス排出量推計値●

部門 年度	市全体排出量			家庭部門排出量			運輸部門（自動車）排出量		
	総排出量 (千t-CO ₂)	一人当たり排出量 (t-CO ₂ /人)	人口 (人)	総排出量 (千t-CO ₂)	1世帯当たり排出量 (t-CO ₂ /世帯)	世帯数 (世帯)	総排出量 (千t-CO ₂)	1台当たり排出量 (t-CO ₂ /台)	市の車種別保有台数 (台)
平成2年度	424	5.9	72,157	65	3.0	21,503	87	2.9	30,354
平成23年度	444	5.1	86,923	118	3.6	32,688	132	2.5	52,596
増減率	5%	-14%	20%	82%	20%	52%	52%	-14%	73%

注)増減率は平成2年比です。

資料：人口は平成25年版四街道市統計書(国勢調査)、その他は環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)支援サイト
部門別CO₂排出量の現況推計

^{*1} 環境家計簿：家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿で、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動に役立ちます。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境家計簿の普及	・環境家計簿による省エネ行動の普及	担当：環境政策課
b	身近な再生可能エネルギー資源の有効利用	・太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入可能性の検討 ・学校給食等から回収した廃食油を利用したバイオ燃料の精製の検討	担当：環境政策課 ：障害者支援課
c	上手な自動車利用の促進	・マイカーの利用抑制の呼びかけ ・市の公用車購入要領に基づく低燃費車等のエコカー導入	担当：環境政策課 ：管財課
d	公共交通の利用促進と充実	・バス、鉄道等公共交通の利用促進に向けた情報提供の充実 ・関係機関との協議による市内バス路線の再編成等利便性向上への取組の推進	担当：政策推進課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・環境家計簿を継続的に利用しましょう。	a
市民・事業者	・太陽熱等再生可能エネルギーを積極的に導入しましょう。〔※〕	b
	・環境にやさしい運転（エコドライブ）を実践しましょう。〔※〕	c
	・自動車を買い替える際はエコカーを選びましょう。	c
	・自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕	cd

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



市内循環バス(ヨッピイ)

長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

【施策の基本方針4-① 自然とのふれあいの推進】

現状及び課題

四季折々の変化に富む自然の中で、土や草花や様々な生き物とふれあい、その快適な自然の中に身を置くことは、私たちに憩いや、やすらぎを与えてくれます。人と自然の接点が希薄になりつつある現在、レクリエーションや観光、環境学習などの活動を通じて、自然とのふれあいを図り、私たちの生存基盤ともなる地域の自然への理解を深めていくことが重要です。

また、農林業の活動は食料等の生産目的だけでなく、私たちに生物多様性の保全の意味合いや自然循環そのものを教示してくれるなど、農林業と触れあうことで自然への理解が深まります。

本市では、これまでに総合公園の整備や今宿、打越、大割の3箇所の市民農園の整備などを通じ、市民の自然とのふれあいを強化してきました。

一方、市民に対するアンケート調査結果では環境の将来像として豊かな自然を重要視する意見が多く、重視すべき施策として「みどりのまちづくりの推進」をあげています。小中学生に対するアンケート調査結果でも自然環境に恵まれているという印象を持っている小中学生が多く、山林などの自然を守りたいという意見が多い結果となっています。

そこで、さらに多くの市民に本市の自然を理解してもらうため、森林や里山を利用した自然観察会の活用、農林業の体験を通じ、自然とのふれあいを推進する必要があります。

●市民農園の利用率●

農園名	総区画数	利用区画数	利用率
今宿市民農園	120	83	69.2%
打越市民農園	120	100	83.3%
大割市民農園	120	80	66.7%

注)平成26年3月末現在

資料:四街道市産業振興課資料

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	自然とふれあう機会の充実	・「花と緑の基金」をはじめとする緑化推進体制の強化による一般家庭や公園等の身近なみどりの整備の推進	担当：都市計画課
		・NPO等との連携による里山、谷津田、社寺林、屋敷林、公園など市内の自然を利用した自然観察会等市民が自然にふれあえる機会づくりの推進	担当：環境政策課 関連：都市計画課 社会教育課 政策推進課
b	環境観察モデル地区の活用	・観察モデル地区 ^{*1} を指定し、緑地や里山、湧水等の市民の学習の場としての活用	担当：環境政策課 関連：都市計画課 都市整備課
c	農林業とのふれあいの促進	・市民農園の利用促進 ・市民農林業大学を通じて農林業とのふれあいの場の提供	担当：産業振興課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・家庭菜園に取り組みましょう。〔※〕 ・市民農園を積極的に利用しましょう。〔※〕	c c
市民・事業者	・地域のNPO等が主催する自然環境に関する環境学習に積極的に参加しましょう。	a
	・本市の自然を象徴する里山・谷津田に関する知識を深めましょう。森林・里山の保全活動及び体験学習に積極的に参加・協力をしましょう。	a
	・花壇、生垣など身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a
	・環境観察モデル地区 ^{*1} で行われる自然観察会などに参加・協力をしましょう。	ab
事業者	・身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



四街道プレーパークどんぐりの森の「森まつり」の様子

*1 観察モデル地区：里山などの自然環境を観察することのできる地区を指します。

【施策の基本方針4-② 生物多様性の保全】

現状及び課題

本市のみどりは南東部にやや偏って緑地が存在するほかは、多くの緑地が市内に点在している状態です。健全な生態系を維持するためには、これらのみどりや水辺をつなぐネットワークが必要ですが、充分ではありません。

市内の動植物の状況は平成18年度に本市が実施した「四街道市自然環境調査」では貴重種が植物では28科45種、動物では31科46種確認されていますが、その後の状況は把握されていません。

また、本市の自然環境の特徴である「谷津田や里山」の保全には農林業者の関与が必要となります。農業従事者の高齢化や後継者不足の問題から農業従事者が減少しており、耕作放棄地も増加しています。

本市ではこれまで「四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により土壤汚染の防止と土地の改変に配慮することでみどりの保全を図るとともに、物井及び栗山地区の山林を借上げ、市民の森として開放してきましたが、山林の面積は年々減少している状態です。

また、小中学生に対するアンケート調査の結果では「市内に残したい環境」の問い合わせに対して約6~7割の小中学生が「山林などの自然を残したい」と回答しており、市内の自然環境を重視していることがわかります。

そこで、生物多様性を保全するため「谷津田や里山」と点在する緑地や水辺などをつなぐみどりのネットワークの構築を推進するとともに、農業経営者への支援や地産地消^{*1}の促進により、農業の活性化を図る必要があります。また、自然環境調査による市内の動植物の生息・生育状況の現状の把握に努め、その結果を環境教育などの情報源として有効活用することにより市民意識の向上を図るとともに、外来生物対策や野生鳥獣の適正管理を進め、市内の生態系に配慮していくことが必要です。

●四街道市の山林面積の推移●



資料：平成25年度版四街道市統計書

*1 地産地消：地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組です。

市民の森

自然環境の保全や市民の憩いの場として樹林地の所有者のご厚意により土地を借り上げて設置するもの(四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例により)で、市内に 2箇所あります。園内ではさまざまな樹木や野草を見るすることができます。

栗山市民の森



昭和 62 年に市民の森として指定されました。
小鳥が水浴びできるよう小鳥のプールを設けています。

(四街道市ホームページ)

物井市民の森



平成 5 年に市民の森として指定されました。
湿地などがあります。

(四街道市ホームページ)

市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 森林・里山・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に残る森林、里山、農地所有者との調整や支援の検討 ・水源の保全、不法投棄や耕作放棄地への有効な対策の検討 ・市民との協働による栗山地区での里山の保全、自然景観の保持、自然と触れ合う憩いの場の創出などの総合的・一体的整備の実施 ・土砂等の埋立て等による土壤汚染を防止するための監視パトロールの実施 	担当：産業振興課 都市計画課 環境政策課
b 水とみどりのネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、谷津田、里山、水辺と公園、街路樹等をつなぐ水とみどりのネットワークの構築 	担当：都市計画課 関連：環境政策課
c 自然環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域の動植物を対象とした自然環境調査の実施 	担当：環境政策課
d 森林・農地所有者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画に基づく総合的な農業の振興 ・耕作放棄地の再生利用の推進 ・環境にやさしい農業経営者（エコファーマー^{*1}）への支援 ・認定農業者^{*2}の育成支援の促進 ・ファーマーズマーケットや朝市の開催、市内で採れた地場産の食材を利用した学校給食やレストラン等多様な販売先の開拓による地産地消の促進 ・四街道市森林整備計画を改定（平成25年度）し、森林所有者による下草刈りなど森林整備への支援の実施 	担当：産業振興課 関連：農業委員会事務局 指導課
e 外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物に対する情報提供 	担当：環境政策課



カミツキガメ(特定外来生物)

*1 エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(略称:持続農業法)に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者を言います。

*2 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業経営者・農業生産法人を示します。認定されると、融資や税制面での支援を受けることが出来ます。

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・市内のN P OやP T A等を通して地域の公園や学校ビオトープ ^{※1} などの維持管理活動に参加し、市民・地域が主体となった里山の管理を進めましょう。〔※〕	ab
	・市内の動植物を大切にし、貴重な動植物の保全地として管理されている場所では定められたルールに従って行動しましょう。	c
	・地域の農業について理解を深めましょう。	d
	・森林所有者は森林機能の維持・増進のため整備を行いましょう。	d
市民・事業者	・森林・里山・谷津田の保全活動に参加しましょう。〔※〕	a
	・エコファーマーの生産した農産物を積極的に購入しましょう。（地産地消の促進）	d
	・地域の公園やビオトープの維持・管理に協力しましょう。	b
	・外来生物法に指定される特定外来生物の捕獲、飼養、売買等を行わないようにしましょう。	e
事業者	・保有している緑地の適正管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



稲刈りの風景

^{※1} ビオトープ：生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味しています。

長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】

【施策の基本方針5-① 環境情報の提供】

現状及び課題

本市では、環境保全の必要性が認識されているものの、取組が十分であるとは言えません。その要因の一つとして、市による施策評価は毎年実施されているものの、環境情報の提供不足が挙げられます。

本市の環境の現状や環境への負荷、環境保全活動などについての情報提供により、市民・市民団体、事業者の環境に対する意識の向上を図ることで、自主的な取組を高めていくことが重要です。

また、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が求められていますが、その根幹となるものが情報提供です。市民に対するアンケート調査結果でも環境情報の提供に関する施策についての市民の満足度はあまり高いとは言えません。

そこで、環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報の提供方法について検討していく必要があります。



Face Book 上で公開した写真(印旛沼ポスター展)

市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 環境情報の定期的発信	・環境白書や市政だより等による最新の環境情報や環境基本計画に基づく施策の実施状況についての情報公開	担当：環境政策課
b 多様なツールによる情報発信	・市政だよりやホームページによる環境情報発信の充実 ・ソーシャルネットワーキングサービス ^{*1} 等を利用した新たな情報発信ツールの活用	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・環境白書など市から発信される環境情報を積極的に収集し、環境に関する理解を深めましょう。	a
事業者	・自社の環境保全への取組の情報を公開しましょう。 ・最新の環境情報を収集し、社内に情報発信できる体制を整えましょう。	a b



市政だよりよつかいどう
(平成 25 年 11 月 15 日号)

本市で発行する広報紙で、1ヶ月に 2 回発行され、市民に様々な情報を提供しています。

*1 ソーシャルネットワーキングサービス:SNSと略称される登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのことです。

【施策の基本方針5-② 環境保全活動の推進】

現状及び課題

本市では4団体(5箇所)が、千葉県が制定する「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動協定の認定を受けています。また、市民と協働でごみゼロ運動などの地域清掃活動による環境美化運動を実施しています。

このような環境保全活動をさらに活性化させるためには、国・県・周辺自治体及び市民・市民団体、事業者と連携して運動を展開する必要がありますが、各主体同士の交流の場が少ない状況です。

アンケート調査結果では市民の環境保全活動に関する満足度は低く、さらに環境保全活動への参加意欲は高いとは言えません。また、事業者においても環境保全に関する行政からの働きかけを十分と感じている事業者は少ない状況にあります。

そこで、環境保全活動を推進するために、市民・市民団体、事業者の自発的な活動へのサポートや、市を含めた各主体が一体となり、協働して環境保全活動を行うために交流できる場や組織の整備が必要です。



環境基本計画まちづくり市民会議風景

市の取組

具体的な施策		施策の内容	担当部署
a	市民やNPOの自発的な活動のサポート	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動への市民参加機会の充実を図るための「市民提案手続き」^{*1}の利用促進 「みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)」^{*2}による市民自らが企画し実施する環境保全活動の支援 	担当：環境政策課 関連：政策推進課
b	広域的連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 印旛沼流域環境・体験フェアや手縄川河川清掃活動など周辺自治体や千葉県及び市民と協働した環境保全活動の実施 	担当：環境政策課
c	美しいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化運動や地域清掃活動、ポイ捨て防止及びごみゼロ運動の推進 	担当：環境政策課 ：クリーンセンター
d	交流の場としての機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公民館等公共施設を活用した市民の活動の場の提供 	担当：環境政策課 関連：社会教育課
e	交流のための組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民・市民団体、事業者、市の交流のための組織の拡充と協働の促進 	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的な施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> 事業者や市が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。 	abc
	<ul style="list-style-type: none"> 環境の問題に対し、社会環境の変化に対応しつつ責任ある市民行動を実践しましょう。〔※〕 	abc
	<ul style="list-style-type: none"> ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。 	c
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市民・市民団体、事業者、市との交流のための組織に参加し、環境に関する情報を交換しましょう。 	de
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関するボランティア活動について積極的に活動している社員や部署を評価し、その行動内容を社内で共有しましょう。 	ae
	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域の環境保全活動に対し、支援・協力しましょう。 	ace
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の清掃などを行いましょう。 	c

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

^{*1} 市民提案手続き：市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施および評価の各段階において、四街道市に政策等の提案を行う手続です。

^{*2} みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)：特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、四街道市の地域づくりや地域課題等の解決を図るために事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。

【施策の基本方針5-③ 環境教育・環境学習の推進】

現状及び課題

本市では市役所庁舎屋上に設置した小規模風力発電装置を活用し、市役所見学や職場体験に訪れた多くの市内の小中学生に対し、再生可能エネルギーを利用するまでの利点や問題点を紹介してきたほか、市民に対し大気や河川の話題を中心とした生涯学習まちづくり出前講座を実施してきました。また、環境教育・環境学習の基礎となる情操教育の一環として、郷土意識を高めるための歴史資料の収集、整理保存など地域文化の保存を実施してきました。

市民に対するアンケート調査結果では環境教育に関する現状の施策の満足度は高いとはいえる、環境教育・学習体制の早期確立、充実が求められています。

環境問題の解決には誰もが環境情報を得ることが出来る仕組みの整備を行うとともに、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が重要です。

そこで、学校や市民団体、NPO等と連携した副読本の作成等、環境教育・環境学習プログラムづくりを行うとともに、地域文化の保存・継承と郷土学習の充実を目指して、環境教育・環境学習の推進を図ります。

●小中学生に対する市庁舎屋上風力発電装置を利用した環境学習の実績●

年 度	小学生(人)	中学生(人)	合計(人)
平成 23 年度	150	16	166
平成 24 年度	25	12	37
平成 25 年度	62	12	74

資料：四街道市環境政策課資料

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境教育・環境学習プログラムづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体やNPO等と連携した環境教育・学習体制の確立 ・環境家計簿を利用した省エネルギーに関する教育・学習の実施 ・学校教育や生涯学習などに活用できる環境学習プログラムの作成 ・「学校支援地域本部事業」^{*1}の中で学校支援コーディネーターや地域コーディネーターの配置による環境教育の充実や市内小中学校を開放した社会教育の場の提供 	担当：環境政策課 関連：指導課
b	地域文化の保存・継承と郷土学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携による地域文化の保存活動の推進 ・学校における郷土学習の推進（副読本「わたしたちの四街道」を利用した学習、歴史民俗資料室を利用した学習等）や市民向け講座での郷土資料の普及 	担当：社会教育課 ：指導課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・学校や地域の環境学習活動や環境学習講座に積極的に参加しましょう。	ab
	・身につけた環境に対する知識は家庭教育にも利用しましょう。	ab
市民・事業者	・地域の伝統行事などに参加・協力しましょう。	b
	・市が行う生涯学習等における環境学習講座に協力しましょう。	ab



市庁舎風力発電による環境教育

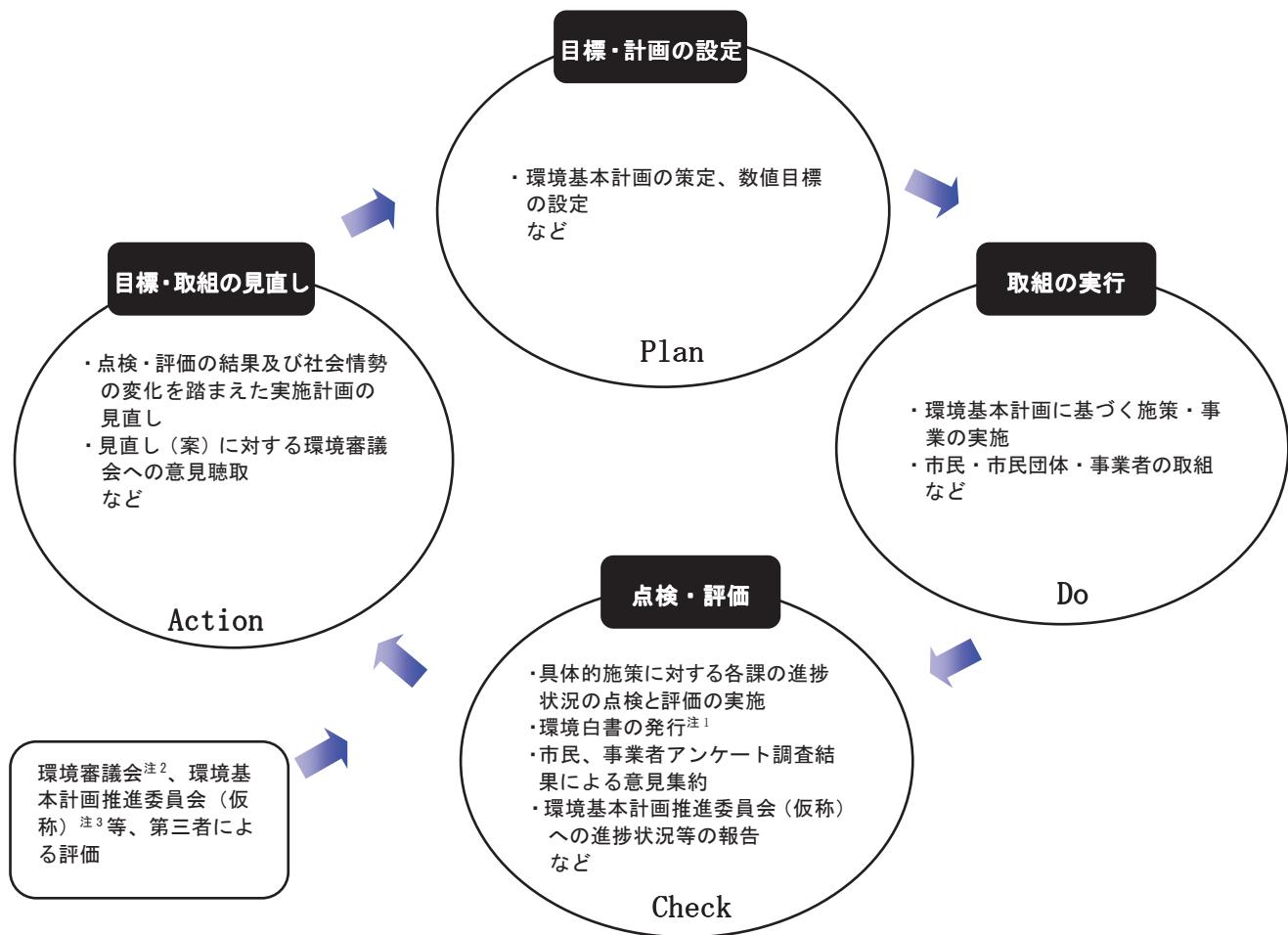
*1 学校支援地域本部事業：市民がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする体制を市が支援する制度です。

第5章 取組の推進方法

第1節 進行管理方法

各取組の着実な推進を図るために、P D C Aを1年に1回のサイクルを基本とした進行管理を行い、具体的施策に対する各課の進捗状況の点検と評価は1年に1回実施します。また、取組の進捗状況等を取りまとめた環境白書を2年に1回、公表します。

●進行管理の進め方の概念●



注1 市内の環境に関する情報や大気、水質、騒音の測定結果など、様々なデータがまとめられており、定期的に作成し、公表します。

注2 学識経験者、関係行政機関職員、市民代表で構成されており、環境施策に関する事項を審議します。

注3 市民・市民団体、事業者、市の3者で組織される委員会で、市民・市民団体、事業者に対して施策の進捗状況等の報告や意見の交換を行ないます。

第2節 主な施策の指標及び数値目標

施策や事業の進捗状況の見える化を図るため、主な施策の指標及び数値目標を次のとおり定めます。なお、平成35年度までの指標及び数値目標は、社会的状況も勘案し、平成30年度に見直しを行う予定です。

●主な施策の指標及び数値目標●

	長期目標	評価指標	現況 (平成25年4月1日 現在)	中間目標 (平成30年度末)	目標 (平成35年度末)
みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち	長期目標1 健やかに安心して暮らせるまち	高度処理型合併処理浄化槽補助件数(累計)	124件	240件	340件
		都市公園の市民一人当たりの面積(累計)	7.2m ² /人	8.9m ² /人	9.0m ² /人
		放置自転車等撤去台数(单年度)	1,132台	1,000台	1,000台
		バリアフリー化した歩道整備箇所数(累計)	127箇所	207箇所	287箇所
		下水道整備率(累計)	83.5%	90.8%	90.8%
	長期目標2 循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち	1人1日当たりごみ排出量(单年度)	875(g/人・日)	809(g/人・日)	809(g/人・日)
		リサイクル率(单年度)	24.9%	36.6%	36.6%
	長期目標3 次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち	住宅用省エネルギー設備等設置件数(累計)	169件	900件	1,525件
		小規模雨水利用設備設置件数(累計)	44件	195件	320件
		市内循環バス「ヨッピイ」の利用者数(单年度)	81,988人	82,000人	82,000人
	長期目標4 思いやりの心が育まれる自然豊かなまち	認定農業者の認定数(累計)	21件	25件	30件
		市民農園の利用率(累計)	81%	85%	90%
	長期目標5 みんなで環境づくりに取り組むまち	環境家計簿取組報告世帯数(累計)	—	150世帯	300世帯
		ごみゼロ運動の参加人数(单年度)	6,000人	6,350人	6,700人

資料編

1 アンケート調査結果（概要）

1. 調査概要

①市民アンケート

調査区域	四街道市全域
調査対象	四街道市内に居住する満18才以上の男女
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による
調査期間	平成24年11月15日（発送）～12月10日（回収）
回収率	53.2%

②事業者アンケート

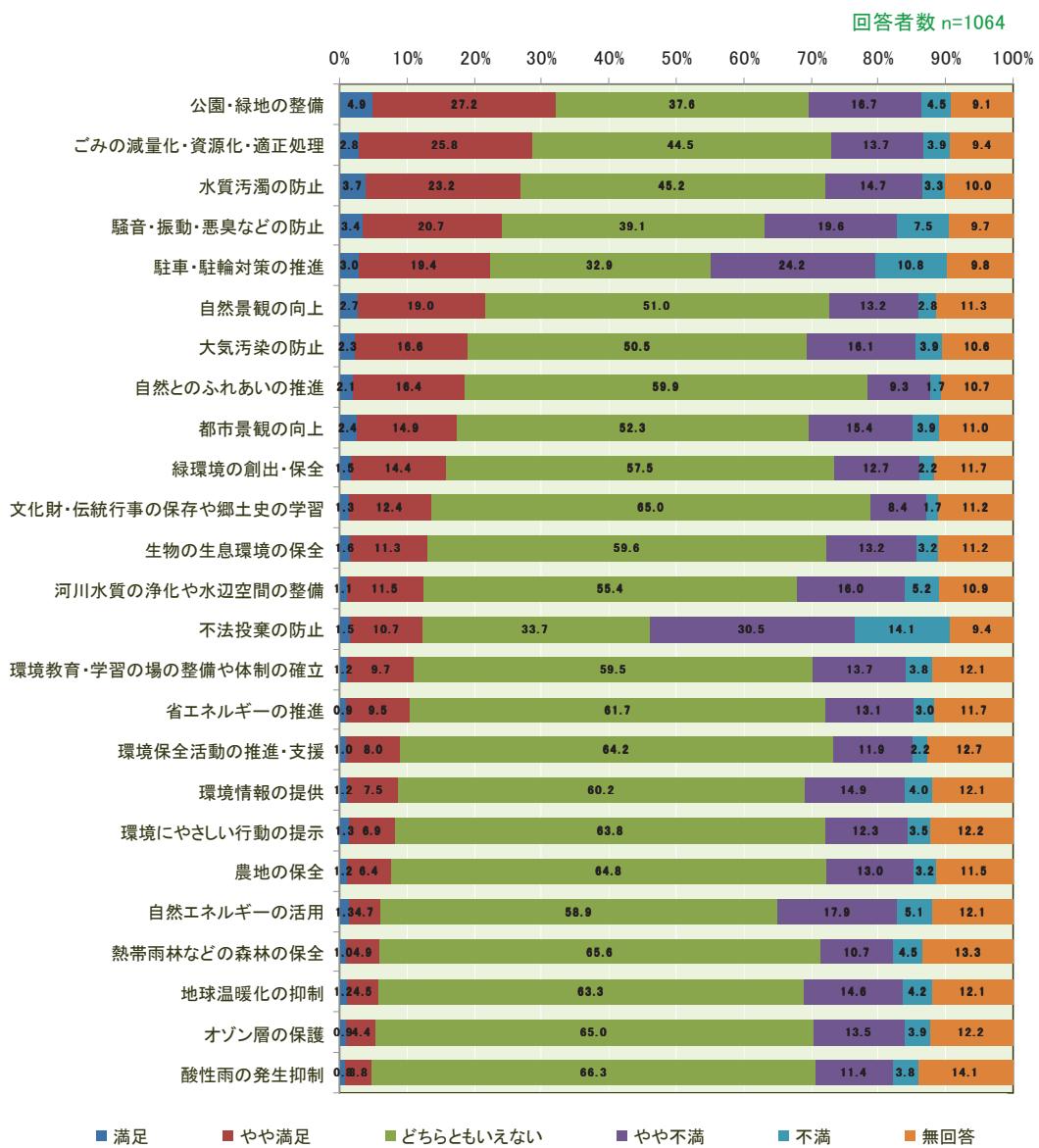
調査区域	四街道市全域
調査対象	四街道市内に所在する事業所
標本数	200事業所
抽出方法	タウンページの情報から、四街道市の産業分類別の比率に応じた抽出数になるよう抽出
調査方法	郵送による
調査期間	平成25年2月1日（発送）～3月4日（回収）
回収率	45.0%

③小中学生アンケート

調査対象	四街道市内の小学校5年生及び中学校2年生		
調査期間	平成24年11月7日から11月15日		
調査票配布回収数	小学校	和良比小学校	101
		栗山小学校	48
		大日小学校	83
		南小学校	47
		旭小学校	25
		小学校 小計	304
	中学校	四街道中学校	106
		四街道北中学校	57
		四街道西中学校	63
		千代田中学校	38
		旭中学校	37
	中学校 小計		301
	合 計		605

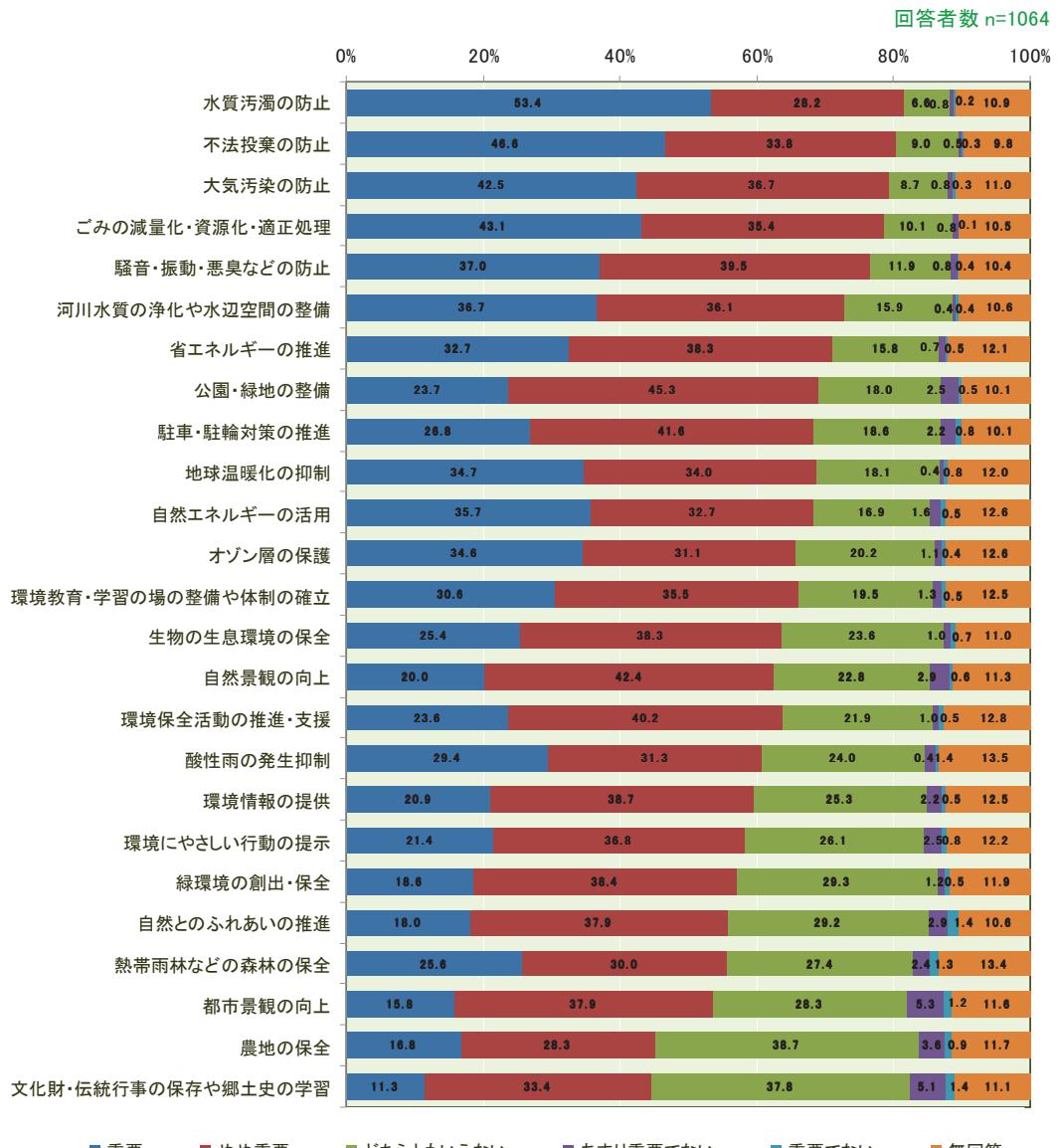
2. 調査結果概要

1) 第1次四街道市環境基本計画の市民の施策の方針に対する現在の満足度 (市民に対するアンケート)



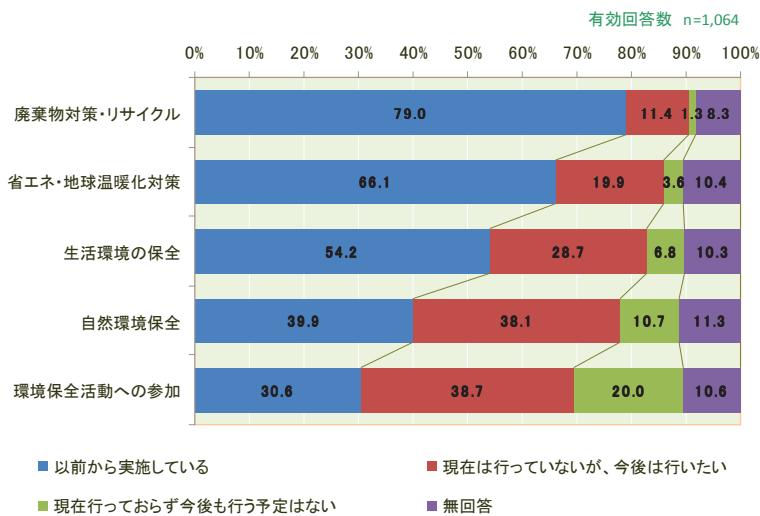
河川水質の浄化や水辺空間の整備や不法投棄に対する施策の満足度は低い。また、環境情報の提供や環境教育・学習の場に対する満足度も高いとは言えない。

2) 第1次四街道市環境基本計画の市民の施策の方針に対する今後の重要度 (市民に対するアンケート)



水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭など生活環境に対する施策、ごみの減量化などごみ処理や、省エネルギーの推進に対する施策などが重要視されている。

3) 市民の環境に配慮した行動（市民に対するアンケート）



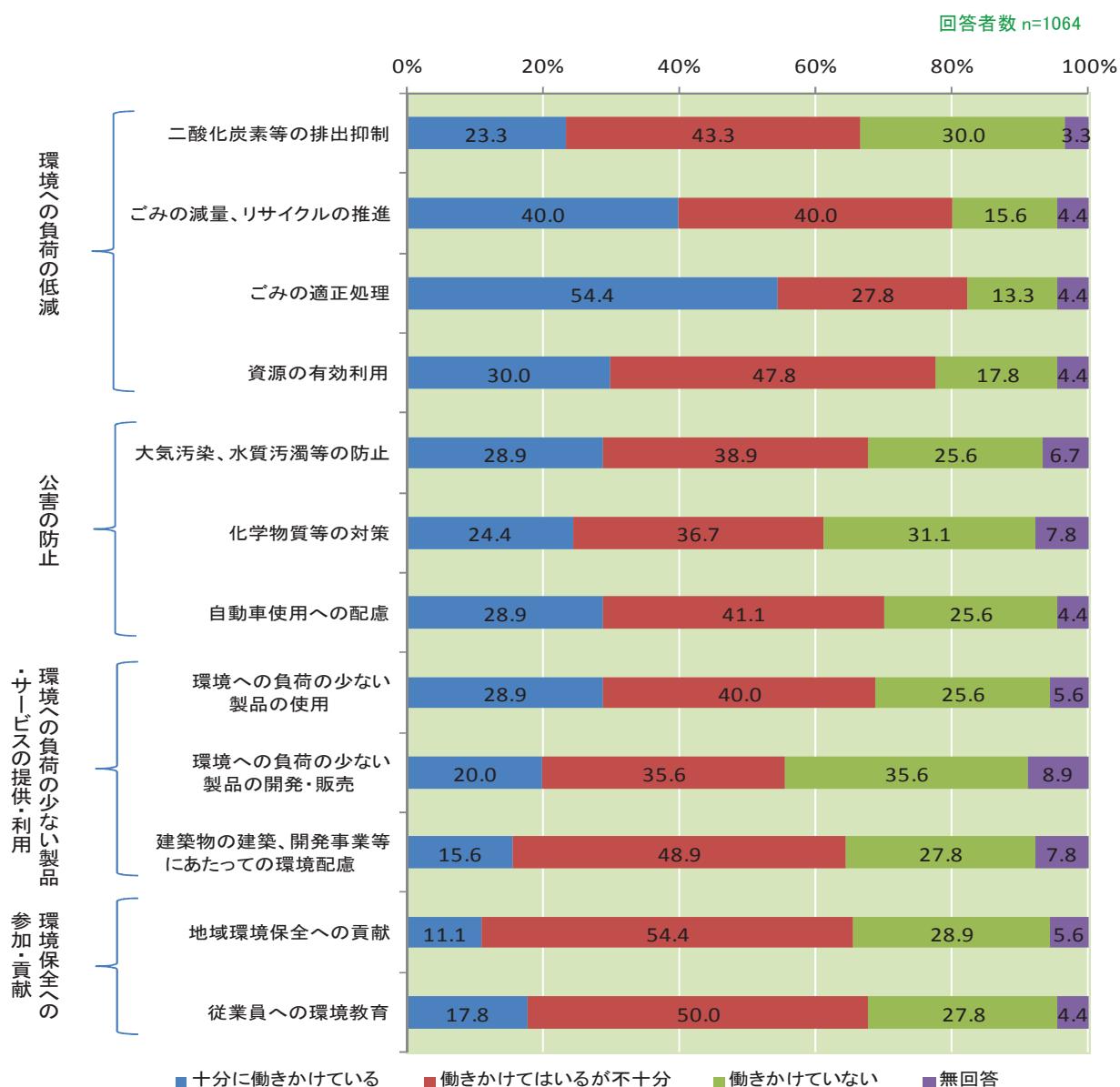
市民の環境保全活動への参加意欲は高いとは言えない。

4) 市民の考える環境に関する重視すべき施策（市民に対するアンケート）

順位	重視すべき施策	回答数 (複数回答)	割合(%)
1	防犯灯、生活道路及び排水溝の整備等市民生活に直結する問題の優先的解決	765	71.9 
2	緑のまちづくりの推進	449	42.2 
3	3R(ごみの減量化、再使用、再資源化)の推進	372	35.0 
4	LED電球への切り替え、省エネ機器の導入等、低炭素社会への貢献	328	30.8 
5	太陽光パネルの公共施設への設置と家庭等への設置促進	327	30.7 
6	休耕地の有効活用とあわせた市民提案による「四街道ブランド」の研究開発	288	27.1 
7	JR南側での市内循環バス「ヨッピィ」の新路線開設	194	18.2 
8	観光農園・直売所の整備	103	9.7 
9	「里山プレーパーク」の整備拡充	101	9.5 
10	廃食油リサイクルによるバイオ燃料等の製造	87	8.2 
一	無回答	19	1.8 
一	合計	3,033	(回答者数:n=1,064)

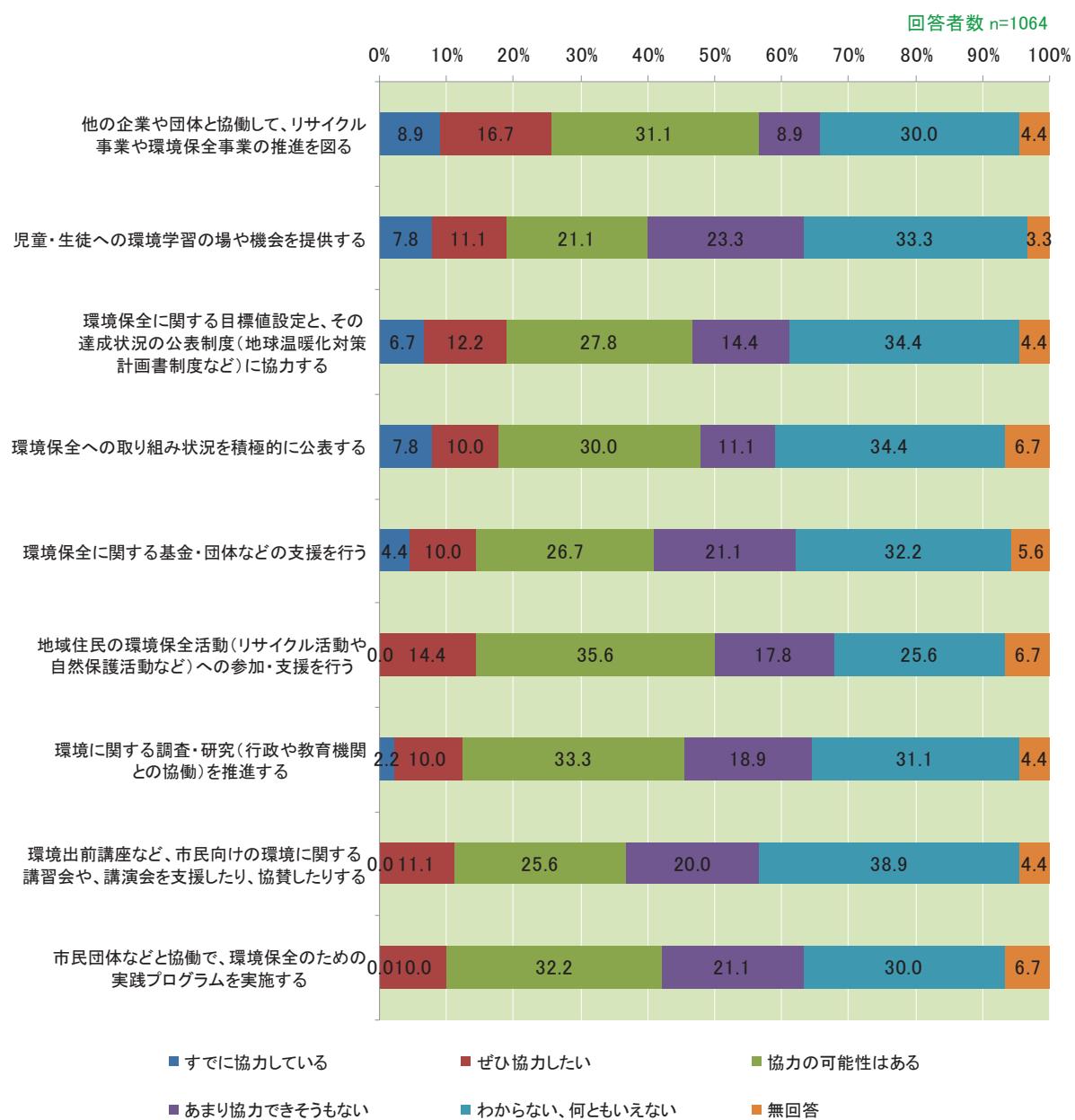
市民は生活に直結する環境問題の解決に次いで緑のまちづくりを重視すべき施策として考えている。

5) 第1次四街道市環境基本計画における事業者の行動指針に対する行政からの働きかけに対する満足度（事業者に対するアンケート）



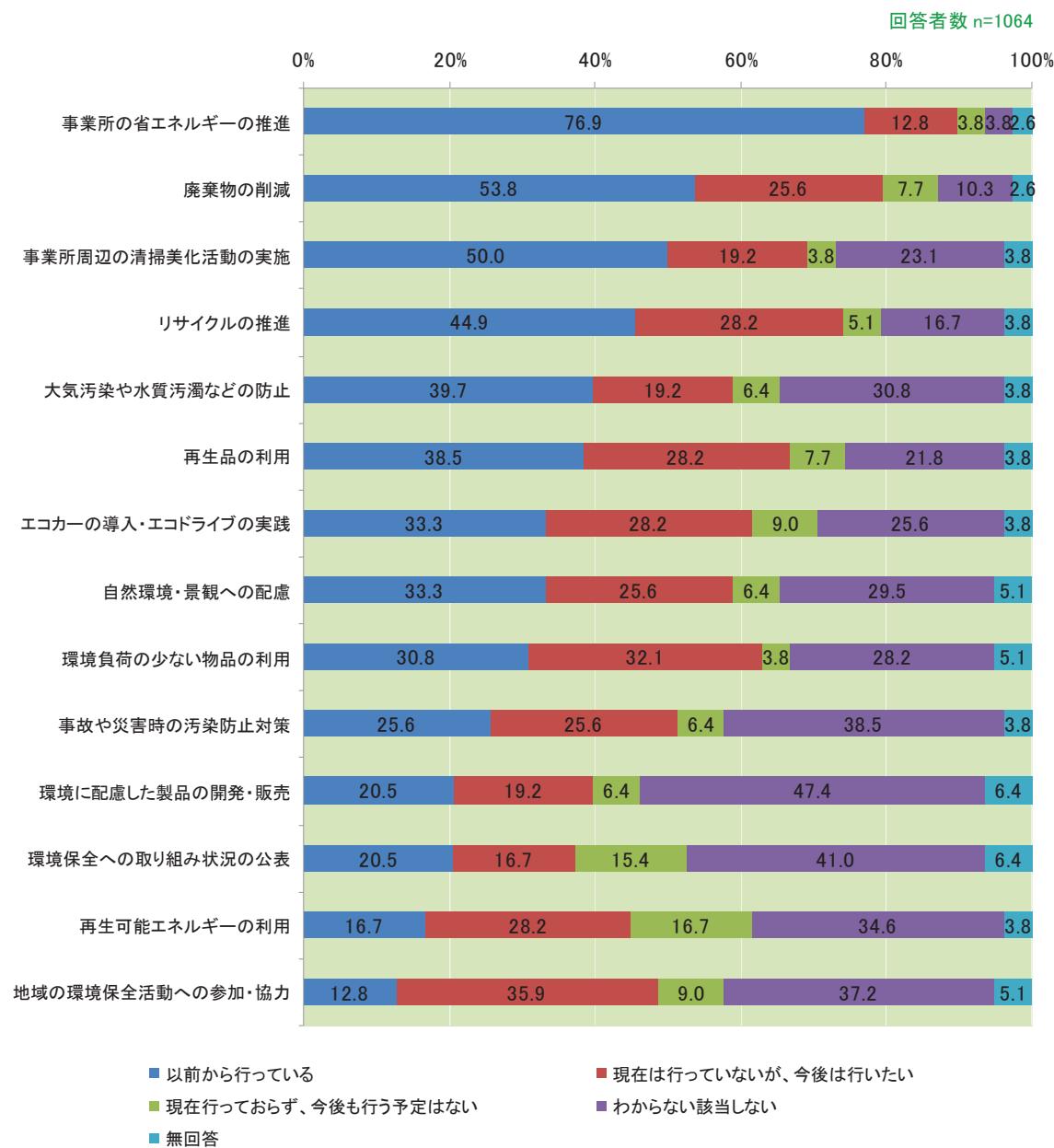
環境保全に関する行政からの働きかけを十分と感じている事業者は少ない。

6) 事業者が協力できる環境保全分野（事業者に対するアンケート）



事業者の関心が最も高い環境保全分野は他の企業や団体との協働によるリサイクル事業や環境保全事業の推進である。

7) 事業者の環境保全のための具体的な取組（事業者に対するアンケート）

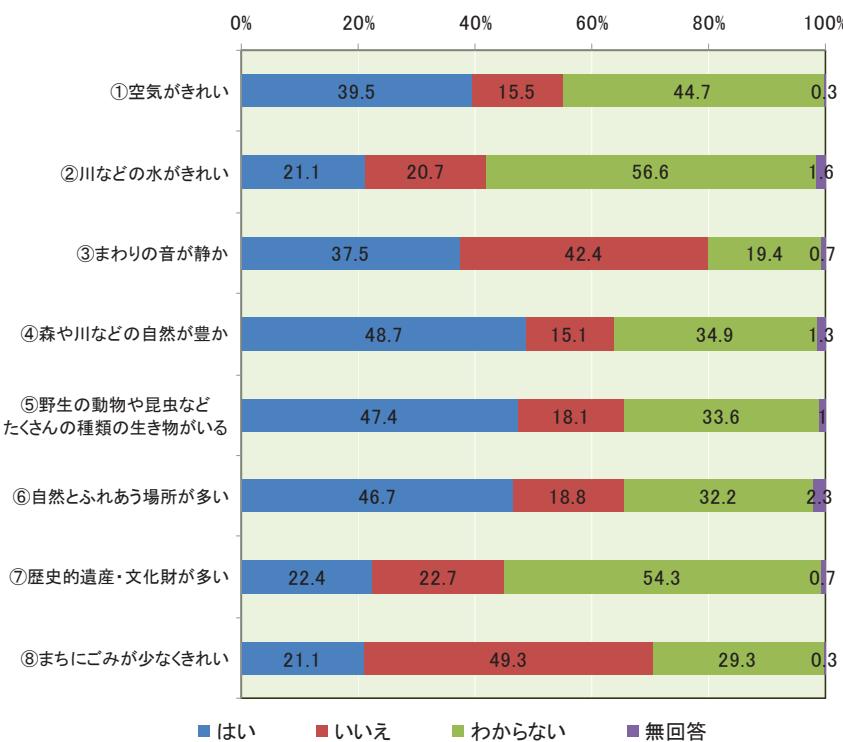


省エネルギーの推進、廃棄物の削減、事業所周辺の清掃美化活動に取り組んでいる事業者が多い。

8) 小中学生の四街道市の環境への印象（小中学生に対するアンケート）

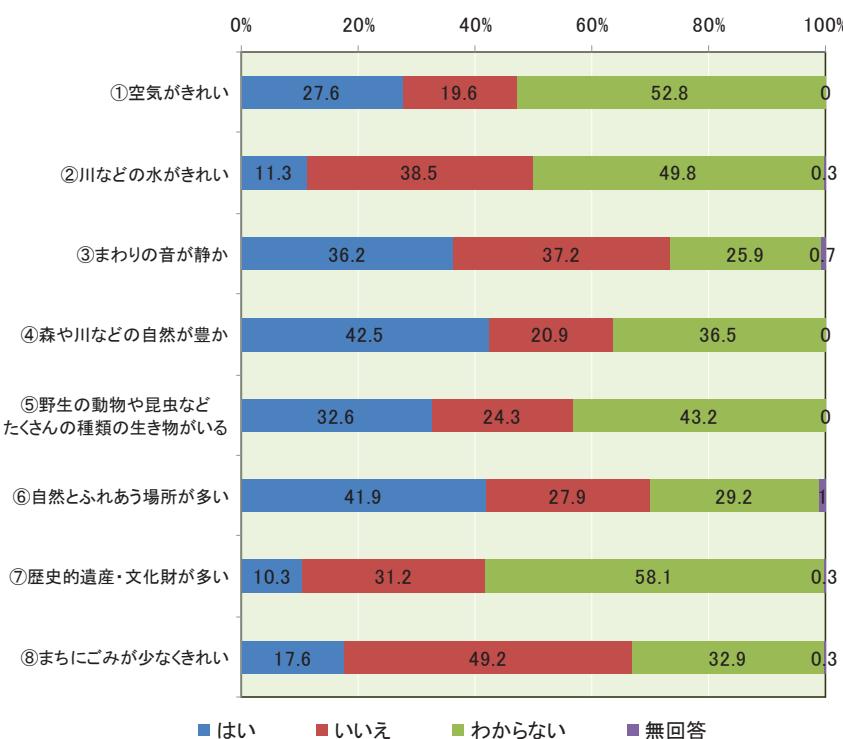
【小学生】

回答者数 n=304



【中学生】

回答者数 n=301



河川の水質が良いという印象を持つ意見は少なく、まちのごみに関してあまり良い印象を持っていないが、森や川などの自然が豊かなど自然環境に恵まれているという印象を持つ小中学生が多い。

9) 小中学生が関心を持つ（心配している）環境問題 (小中学生に対するアンケート)

【小学生】

順位	環境問題	回答数 (複数回答)	割合(%)	
1	ごみがふえること	224	73.7	
2	地球の気温が上ること	186	61.2	
3	森や林などが少なくなること	170	55.9	
4	海や川、池などの水が汚れること	167	54.9	
5	空気がきたなくなること	154	50.7	
6	無駄なエネルギーを使うこと	149	49.0	
7	野生の動物や昆虫などの生き物の種類が少なくなること	128	42.1	
8	まわりの音がうるさいこと	115	37.8	
9	その他	18	5.9	
—	無回答	10	3.3	
—	合 計	1,321	(回答者数:n=304)	

【中学生】

順位	環境問題	回答数 (複数回答)	割合(%)	
1	ごみがふえること	216	71.8	
2	地球の気温が上ること	196	65.1	
3	空気がきたなくなること	193	64.1	
4	海や川、池などの水が汚れること	184	61.1	
5	森や林などが少くなること	178	59.1	
6	無駄なエネルギーを使うこと	132	43.9	
7	野生の動物や昆虫などの生き物の種類が少くなること	111	36.9	
8	まわりの音がうるさいこと	99	32.9	
9	その他	15	5.0	
—	無回答	3	1.0	
—	合 計	1,327	(回答者数:n=301)	

市内のごみ問題に関心を持つ（心配する）小中学生が多い。

10) 小中学生の残したい（守りたい）と考える四街道市の環境

【小学生】

順位	残したい環境	回答数 (複数回答)	割合(%)
1	山林などの自然	218	71.7
2	市民の森などの自然公園	186	61.2
3	田や畑などの農地	149	49.0
4	和良比遺跡などの歴史的遺産	103	33.9
5	福星寺のしだれ桜などの大きな木	101	33.2
6	ガス灯通りなどのまちの景色	89	29.3
7	鹿島川、手縫川などの川	80	26.3
8	四街道駅北側の松並木	77	25.3
9	亀崎ばやしなどの伝統芸能	64	21.1
10	内黒田はだか参りなどの祭り	52	17.1
11	その他	15	4.9
—	無回答	8	2.6
—	合 計	1,142	(回答者数:n=304)

【中学生】

順位	残したい環境	回答数 (複数回答)	割合(%)
1	山林などの自然	186	61.8
2	市民の森などの自然公園	110	36.5
3	田や畑などの農地	100	33.2
4	福星寺のしだれ桜などの大きな木	98	32.6
5	ガス灯通りなどのまちの景色	94	31.2
6	四街道駅北側の松並木	76	25.2
7	和良比遺跡などの歴史的遺産	71	23.6
8	鹿島川、手縫川などの川	67	22.3
9	内黒田はだか参りなどの祭り	52	17.3
10	亀崎ばやしなどの伝統芸能	46	15.3
11	その他	18	6.0
—	無回答	6	2.0
—	合 計	924	(回答者数:n=301)

約6～7割の小中学生が山林などの自然を残したいと考えている。

2 第1次四街道市環境基本計画の施策評価調査結果

下記は庁内ヒアリング（平成25年2月実施）による第1次環境基本計画の施策評価結果を集計したものです。

達成状況：達成 ○ 未達成 △ 未着手 ×

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施 策
安全で快適に暮らせるまちをつくる アメニティの向上	望ましい環境像	大気汚染の防止 (6件)	○ (3件)	自動車の排出ガスによる大気汚染の実態を把握するための監視体制の充実を図ります。 公共施設での小型焼却炉の使用の中止と市民・事業者による小型焼却炉の不適切な使用や野焼き等の防止の啓発に努めます 県、近隣市町村と連携して監視・測定体制の充実を図り、大気汚染の防止に努めます
			△ (2件)	工場、事業所に関する工場・事業所の規制・指導の継続と汚染物質削減への協力を求めてゆきます。 環境への負荷の少ない低公害車の普及に努めます。
				自動車の使用を控えるなど、きれいな空気を守るため市民や事業者への啓発に努めます。
		水質汚濁の防止 (4件)	○ (4件)	工場、事業所に関する工場・事業所の規制・指導の継続と汚染物質削減への協力を求めてゆきます。 生活雑排水による河川の水質汚濁を防止するため、下水道の整備と合併浄化槽の普及を推進します。 家庭でできる負荷削減などの対策について市民の理解と協力を得るための啓発に努めます。 県、近隣市町村と協力して監視・測定体制の充実を図り、水質汚濁の防止に努めます。
			騒音・振動・悪臭等の防止 (5件)	
		都市景観の向上 (4件)	○ (4件)	道路交通機能の円滑化を図り、騒音・振動防止などの環境に配慮した道路作りを推進します。 工場や事務所、作業現場から発生する騒音・振動・悪臭などについて規制・指導を継続し、削減への協力を求めてゆきます。 適正な地下水利用の指導による地盤沈下の防止を図ります。 犬の散歩には糞を始末するための袋を持って出かけるなど、ペットの飼い方の意識を高め、飼い主のモラルやマナーの向上を図ります。
美しく親しみやすいまちをつくる	望ましい環境像	道路景観の向上 (3件)	○ (2件)	ゆとりあるまちなみづくりや都市景観に配慮したまちづくりを促進します。 松並木通りの電線類の地中埋設化、広告物の規制などにより、美しい町の形成に努めます。
			△ (1件)	環境美化運動や地域清掃活動、ポイ捨て防止などの市民ぐるみの運動を展開します。
		自然景観の向上 (4件)	○ (4件)	うるおいと安らぎのある都市空間の整備を図るため、計画的な土地利用を促進します。
				道路の拡幅、改良等により、ゆとりのある円滑な道路体系作りを促進します。
				歩道のカラー舗装やポケットパークの整備、モニュメントの設置などにより、アメニティ豊かな道路作りを促進します。
				特色のある街路樹などで緑のネットワークを形成し、親しみの持てる歩行空間作りを促進します。

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施 策
アメニティの向上	いいましましましく親しみやくするやくする	駐車・駐輪対策の推進(4件)	○(4件)	駅周辺への駐輪場の整備を推進します。
				路上駐車や放置自転車の防止の啓発と放置自転車の撤去を推進します。
				放置自転車の防止の啓発と円滑な撤去対策に努めます。
				市街地への駐車場の整備を促進します。
	身近な緑を作る	公園・緑地の整備(3件)	○(2件)	総合公園の整備を継続して行います。
				近隣公園、地区公園の確保、整備を促進します。
		樹林地の保全(3件)	△(1件)	緑地や調整池の整備を図ります。
				社寺林などの樹林地の保全・活用を図ります。
		農地の保全(3件)	○(2件)	保全樹木、保存樹林指定制度の活用を図ります。
				農業経営の安定化、生産意欲の高揚による優良農地の保全を図ります。
			×(1件)	市民交流の場、田園風景としての農地の整備・保全を図ります。
	住環境の緑化推進(4件)	○(2件)	農薬の適正使用、有機農業などの施肥方法の改善を促進し、農地の保全を図ります。	
			○(2件)	道路、学校など公共施設等の緑化に努めます。
		×(2件)	花と緑の基金等をはじめとする緑化推進体制の強化を図ります。	
			×(2件)	開発行為等指導要綱などを活用し、民有地の緑化を促進します。
			×(2件)	事業者の緑化意識を高揚し、工場・事業所等の緑化を促進します。
人と自然との共生可能なまちづくり	歴史的・文化的環境をつくる	歴史・文化遺産の整備・保存(3件)	○(3件)	文化財などの指定及び登録制度の活用を図り、文化遺産を保存します。
				郷土の森の整備等史跡や有形文化財の整備事業を推進します。
				各種開発等に伴う埋蔵文化財調査を実施し、記録保存等必要に応じた文化遺産の整備・保存に努めます。
		伝統行事の保存・伝承(3件)	○(2件)	伝統行事の保護を図ります。
				継承者の育成を図ります。
			×(1件)	伝統行事への市民参加を通して普及を図ります。
		郷土史学習の普及(3件)	○(3件)	学校や公民館において郷土史の学習を推進します。
				刊行物などによって、市民に郷土史学習の普及を図ります。
				四街道市史編さん調査を継続して行います。
	緑環境を保全する	緑環境の保全(3件)	×(3件)	優良な自然や市街地内の緑については、事業者による環境影響評価や生産緑地の保全等の必要な措置を講じます。
				開発行為等指導要綱などに基づき、必要な緑地の確保・保全指導を図ります。
				生態系を考慮した緑の保全策を図ります。
		不法投棄の防止(3件)	○(3件)	不法投棄防止のPRに努めます。
				市内のパトロールを行い、不法投棄をなくしていきます。
				不法投棄された廃棄物の適正な処理に努めます。
		緑環境の創出(4件)	○(3件)	公園内の緑の管理・保全に努めます。
				学校、公民館等の公共施設の緑化を積極的に推進します。
			△(1件)	道路の緑化を推進します。
			△(1件)	家庭、事業所等での緑化を促進します。

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施 策
人と自然との共生可能なまちづくり	水辺環境を保全する	河川水質の浄化 (2件)	○ (2件)	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、市民への生活排水対策の啓発により、河川の水質浄化を促進します。
				市民や事業者の協力を得て河川の浄化能力の維持・回復を図り、きれいな川づくりを推進します。
		水辺空間の整備 (3件)	○ (1件) △ (2件)	市民が水とふれあえる親水性と田園環境に配慮した水辺空間の整備を促進します。
				緑の水辺空間の保全と活用を、地域の特性に配慮しつつ促進します。
				生態系を考慮した水辺空間の保全・整備を図ります。
	生態系を保全する	生物の生息環境の保全 (4件)	○ (2件)	開発計画段階で生息環境の調査・保全の指導に努めます。
				社寺林、屋敷林、雑木林の保全活動を促進します。
			△ (1件) × (1件)	環境影響評価制度を活用し、生態系を考慮した保全対策を展開します。
				公共施設の整備に際しては、生息環境の保全に努めます。
		自然とのふれあいの推進 (3件)	○ (3件)	周囲の環境に調和した改修断面を選択し、小名木用水幹線の整備を推進します。 緑や生き物などの自然とのふれあい活動を支援するとともに、市民団体などと協力して自然観察会を開催していきます。 市民農園の整備に努め、自然や農業とのふれあいを推進します。
資源循環型社会をめざした地球上にやさしいまちづくり	資源循環型社会システムをつくる	ごみの減量化・適正処理 (6件)	○ (5件)	使い捨て商品の使用を自粛し、詰め替え可能な商品を使用するなどごみの原因となる不必要なものは買わない、使わないよう啓発に努めます。
				リターナブルビン等、再利用できる物を使用するよう市民意識の向上に努めます。
				市民・事業者・行政が協力して、自治会や子ども会などによる資源の回収活動を推進するとともに、ごみの分別収集による資源回収を行い、ごみの減量化を図ります。
				現クリーンセンターにおける施設の維持管理やごみの焼却の管理に万全を期すとともに、次期ごみ処理施設と最終処分場の整備に積極的に取り組みます。
				ごみの減量化対策の一環として、生ごみの堆肥化等について検討します。
			△ (1件)	買い物袋を持参し、不要な袋や包装を辞退するよう啓発に努めます。
		リサイクル社会の形成 (5件)	○ (3件)	長寿命製品、リサイクルしやすい製品の製造、流通を促進します。
				市民へ不用品交換の場を提供します。
				市民や事業者へ再生品の利用についての啓発に努めます。
			△ (2件)	クリーンセンターから排出される焼却灰についてはダイオキシン類の処理対策等の技術的完成度と費用対効果をみながら、その再生利用を検討します。
		ごみの資源化 (5件)	○ (3件)	次期ごみ処理施設の整備にあわせた、リサイクルプラザの整備を推進します。
				ごみの資源化に関する市民意識の啓発を推進します。
				古紙、アルミ缶などの資源物回収団体への補助を継続して行います。
			△ (1件)	ペットボトルなどの資源物の回収・再資源化を推進します。
		水資源の保全・活用 (3件)	○ (3件)	ごみの再利用、再資源化施設の整備を図ります。
				緑地等の保全とともに、浸透ますや透水性舗装などによる地下水の涵養を図ります。
				公共施設などの整備に際して、雨水の活用等を検討します。
				水資源の有効利用や節水の意識の高揚・啓発を行います。

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施 策
資源循環型社会をめざした地球にやさしいまちづくり	省エネルギー化を普及する	節電の推進 (3件)	○ (3件)	市民への節電に対する啓発に努めます。
				事業者への節電に対する啓発に努めます。
				公共施設において、節電対策を推進します。
	未利用エネルギーを有効活用する	省エネルギー型建物の導入 (1件)	○ (1件)	断熱材等の使用による省エネルギー型建物の建設及び普及を検討します。
				余熱利用による園芸栽培など農業への応用を検討します。
	自然エネルギーの活用	余熱の有効利用 (2件)	○ (1件)	需要に応じた余熱の安定供給について検討します。
				太陽熱等の自然エネルギーの有効利用について検討します。
			× (1件)	
	地球環境を保全する	地球温暖化の抑制 (3件)	○ (2件)	二酸化炭素の吸収源である緑地などの保全、並びに都市緑化を促進します。
				省エネルギー化の普及、未利用エネルギーの有効活用などの啓発を推進します。
			△ (1件)	日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制を促進します。
		オゾン層の保護 (2件)	× (2件)	冷蔵庫などの購入にあたっては、特定フロンを使用していない機器を購入するよう啓発に努めます。
				冷蔵庫やエアコン等の買い換えをするときには、特定フロンの回収及び廃棄が可能な事業者から購入するよう啓発に努めます。
		熱帯雨林などの森林の保全 (2件)	○ (1件)	再生紙の利用を促進します。
			× (1件)	公共事業での熱帯材型枠の使用を抑制します。
市民参加による「ゆとりとうるおい」のあるまちづくり	環境教育・学習を推進する	環境教育・学習の場の整備 (2件)	○ (2件)	自然観察会の継続開催、こどもエコクラブへの参加など、環境教育・学習の機会の確保に努めます。
				郷土の森の整備等、環境教育・学習に使用できる場の整備を推進します。
		環境教育・学習体制の確立 (2件)	× (2件)	環境教育・学習リーダーの育成を図ります。
				環境教育・学習のプログラムづくりを推進します。
	環境保全活動を普及する	環境保全活動への支援 (2件)	△ (1件)	環境保全活動への資金的援助を推進します。
			× (1件)	環境保全活動の場の提供を推進します。
		環境保全活動の推進 (2件)	× (2件)	環境保全活動のリーダーの育成を図ります。
	環境情報を提供する	身近な環境情報の提供 (2件)	○ (1件)	環境やリサイクルなどの情報提供を推進します。
			× (1件)	環境情報の提供方法について検討します。
		環境にやさしい行動の提示 (3件)	× (3件)	環境にやさしい行動を、わかりやすく提示します。
				環境にやさしい行動による成果をわかりやすく提示します。
				広報等により、市民団体の活動状況などの情報を提供します。

四街道市新環境基本計画策定に関する提言書

平成 25 年 3 月 13 日

環境基本計画策定まちづくり市民会議

目 次

1. 提言にあたって	1
2. 望ましい環境像等	2
(1) 目指すべき将来像	2
(2) 環境目標及び方向性（施策体系）	3
3. 重点的取組	4
(1) 取組項目（検討項目）	4
(2) 取組の詳細	5
【エネルギー・地球温暖化分科会】	5
【生物多様性分科会】	6
【循環型社会分科会】	7

1. 提言にあたって

- ・震災を契機に市民意識・価値観が大きく変化している。また、持続可能な社会の構築の重要性が高まり、さまざまな課題への対応が求められている。
- ・持続可能な社会の構築のためには、社会の基盤となる環境の保全、修復、創造が必要となる。そのための基本となるあらたな四街道市環境基本計画の策定にあたり、四街道市民の意見を提言する。
- ・実効性の高い計画策定を目標とし、市民の経験、立場から施策等を提言する。
- ・新計画では進行管理・計画の検証を適切に行う必要があり、市民もその一翼を担うものとする。
- ・都会に近いながらも豊かな自然を有する四街道市の特徴を生かしながら、国、千葉県の政策との整合を図り、四街道市の環境施策を進めていくことを提言する。
- ・検討分野は、エネルギー・地球温暖化、生物多様性、循環型社会、安全安心（生活環境）、環境教育とし、前半の3分野（エネルギー・地球温暖化、生物多様性、循環型社会）でそれぞれ1分科会とし、後半の2分野（安全安心（生活環境）、環境教育）は3分科会共通の対応とした（下表参照）。

グループ名と検討分野

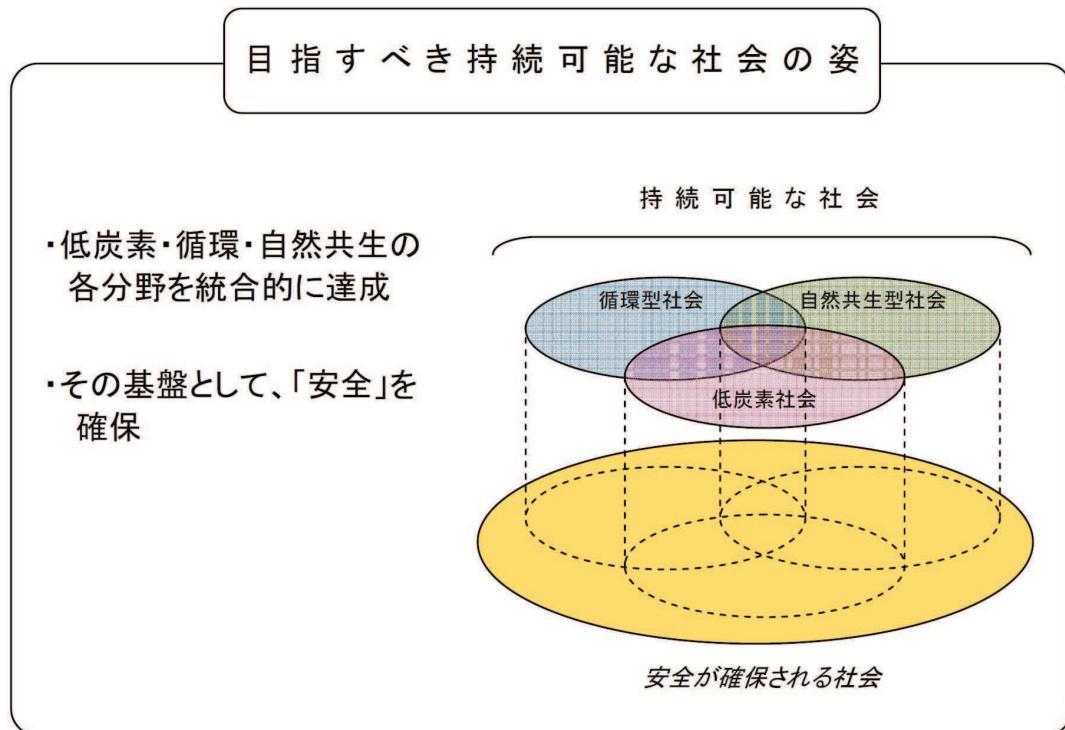
グループ名	検討分野（テーマ）
エネルギー・地球温暖化	エネルギー、地球温暖化、安全安心（生活環境）、環境教育
生物多様性	生物多様性（自然、生態系）、安全安心（生活環境）、環境教育
循環型社会	循環型社会（ごみ、リサイクル）、安全安心（生活環境）、環境教育

2. 望ましい環境像等

(1) 目指すべき将来像

環境政策・施策は自治体独自の方向性を盛り込みつつ、国や県などの広域的な政策・施策と整合を図りながら進めることが重要である。

そこで、環境基本計画策定まちづくり市民会議としては、国の第4次環境基本計画に準じ、『持続可能な社会の構築を目指し、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成するとともに、その基盤として「安全・安心」を確保する』ことを望ましい環境像として提言する。



(2) 環境目標及び方向性 (施策体系)

市全体の望ましい環境像を達成するための基本的な環境施策の柱について、分科会で検討した結果を以下に示す5つの環境目標にまとめた。

環境目標① バリアフリー（安全安心）なまち

【方向性】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の活用
- ・駅前・市民広場のバリアフリー化、活性化
- ・バスの利便性向上検討
- ・歩きやすい歩道・自転車道の整備
- ・安全安心な道路環境の整備、生活道路の確保
- ・暮らしやすい環境の整備
- ・静かな住宅・教育環境の整備
- ・騒音・水質等、環境調査の実施
- ・住居表示の徹底の啓発

環境目標② 自然を愛するまち

【方向性】

- ・谷津田（里地、里山）の保全
- ・農業の活性化
- ・四街道に残る自然のブランド化
- ・まちに適した街路樹の検討
- ・巨木、シンボルツリーの保存
- ・駅前のトリ対策の実施

環境目標③ 温暖化防止を進めるまち

【方向性】

- ・省エネ、節電の徹底
- ・太陽光発電の導入
- ・自然エネルギーの活用
- ・車利用の削減と見直し

環境目標④ きれいなまち

【方向性】

- ・3 R (Reduce : 減らす、Reuse : 再使用、Recycle : 再資源化) の推進
- ・4 R (Refuse : 断る、Reduce : 減らす、Reuse : 再使用、Recycle : 再資源化) への移行
- ・ごみ処理方法の改善検討
- ・リサイクルセンター建設の検討
- ・ごみ処理（分別）に関する市民意識の向上
- ・不法投棄対策の実施
- ・道路端の花いっぱい運動の実施

環境目標⑤ 未来と希望のあるまち

【方向性】

- ・若い人が集まり住み続けるまちづくり
- ・江戸仕草の復活、あいさつの励行
- ・市民の責任ある行動の啓発
- ・環境教育の実践
- ・財源の確保
- ・市民（市民団体）、行政、企業の協働

3. 重点的取組

(1) 取組項目（検討項目）

「2. 望ましい環境像等」で示した環境目標のうち、各分科会で個別に検討した具体的な取組を以下に示す。

具体的な取組項目

分科会	取組項目
エネルギー・地球温暖化	太陽光発電、車利用の削減と見直し、環境教育・省エネ活動
生物多様性	自然のブランド化、谷津田の保全、農業の活性化、周知・教育
循環型社会	ごみ対策、道路、生活環境、市民意識

(2) 取組の詳細

【エネルギー・地球温暖化分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭で太陽光発電設備を設置 太陽光発電を導入した家庭を見学⇒導入効果を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電に対する市の設置費補助の拡大 公的施設は全て太陽光発電を設置 行政が太陽光発電の普及啓発活動を実施 自然エネルギーのアイデア・コンクールを市で実施 	
車利用の削減と見直し	<ul style="list-style-type: none"> 買い物等、出来るだけコミュニティバスを利用する 通勤時にはマイカーではなくコミュニティバスを利用 BDFを作るために、廃食油の回収に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 廃食油を回収しBDFでコミュニティバスを運行 行政がコミュニティバスを運行(相互負担) 	
環境教育・省エネ活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のカーテンコンテスト(県)への参加 市民による市役所の北広場の除草 ごみの減量とリサイクルの徹底 ごみの出し方や分別を徹底 	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内小学校での環境授業を充実 環境に関する展示会、講習会等に小学生(高学年)から参加 小学生から環境に関する工場や企業展示等へ社会見学 体育館外壁に遮熱性塗装を塗布⇒室内温度が3℃低下 <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の広報等による継続的なPR 緑のカーテンのためのゴーヤやネットを配布 緑のカーテンコンテスト(県)への参加を推進 	

【生物多様性分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
自然のブランド化	<p>国際会議等開催への協力 → 国際会議等の開催検討 ← 国際会議等開催への協力</p> <p>里山として守る活動(市民が管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場を見る(確認する) ・清掃活動 ・水の保全 <p>埋立条例の活用 保護地域の指定</p> <p>↓</p> <p>自然のブランド化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野バラ(ヘリテージローズ) ・白いタケ(タケノコ) ・ヒガンバナ ・並木川(吉岡地区)のコウホネ 		
谷津田・里山の保全	<p>四街道の谷津田のブランド化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ムクロジの里を守る ・ごみを発見したら通報する ・トンボの指標化 ・林間学校等を利用した保全活動 ・環境教育への活用 ・里山ボランティア ・セイタカアワダチソウ対策 ・土地所有者の理解 ・高齢化対策 	<p>谷津田の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合公園の南側 (湧水があり、ホタルも確認されている) ・めいわの水源地周辺 <p>ごみ対策のための監視カメラの設置</p>	
農業の活性化	<p>農家の活動を応援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手応援 ・週末農業への協力 ・家庭菜園の実践 ・インター・チェンジに近いことを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業活性化への支援 (環境(体制)整備) ・新品種の開発 ・耕作放棄地対策 (小水力発電の導入など) ・観光産業育成支援 (グリーンツーリズムなど) ・週末農業のPR ・農地の貸出制度 ・若い人の参加を工夫(収入面) ・ホームページで観光農業をPR 	<p>農家の健全化</p> <p>農産物のブランド化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梨 ・タケノコ ・ソバ(二期作) <p>観光産業への進出及び強化</p> <p>週末農業への協力</p>
周知・教育	<p>地域全体の周知・教育を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず現場を見る→話しあい ・お年寄りに活動していただく ・地元の自治会の有効活用 ・小中学校(P.T.A.)の有効活用 ・市外との協力 	<p>里山条例の活用【県】</p> <p>埋立条例の活用【市】</p> <p>周辺自治体との協力</p>	

【循環型社会分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別やごみ出しでは約束ごとをきちんと守る ・ごみ、リサイクル処理について学ぶ ・ごみの集積場の整理当番制をつくる（自治会） ・3R（減らす：Reduce、再利用：Reuse リサイクル：Recycle）の推進、4Rへの移行（断る：Refuse） ・税金が真に市民のために使われているか注視する 	<p>市民へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの集積箱の設置を市が助成する ・回収不能票を見やすく、大きなものに変更 ・ごみ減量講習会で市民教育する ・粗大ごみのセンター搬入に際し、市民へしっかりと明示する ・市民の自主的活動を積極的に支援する。 ・（リサイクル率など）市民への情報開示 ・市民の関心・意識・苦情に適切に対応 <p>次期ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターの長期計画の情報及び責任の明確化 ・問題の先送りをしない ・税金を真に住民のためにつかう <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">市民と行政の協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所のパトロールの実施 ・事業所へのパトロールの実施 ・自治会、区単位の指導員の導入 </div>	
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車のマナー向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが走りやすい道路づくり ・歩きやすい歩道及び自転車道の整備 ・（歩道にある）電柱の地中化 ・災害に強いまちづくり ・計画的な工事 	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">行政と事業者の協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路への進入抑制 ・生活道路確保に関する協定の締結 </div>	
生活環境		<ul style="list-style-type: none"> ・静かな住宅、教育環境の整備 ・航空機騒音問題の早期解決 ・バランスのとれた都市開発 ・騒音や地下水調査等、環境調査の実施及び公表 	
市民意識	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の責任ある行動 ・社会環境の変化に対応する市民の行動 ・市民オンブズマン・モニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民とのキャッチボール ・積極的な情報開示 ・市民全体からの意見聴取 	

4 四街道市環境基本条例

四街道市環境基本条例（平成9年9月29日条例第15号）

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等(第8条—第22条)
- 第3章 地球環境保全の推進(第23条)
- 第4章 環境の保全等の推進体制等(第24条・第25条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならぬ。

- 2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならぬ。
- 3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならぬ。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条** 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

- 第7条** 市長は、市民に環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにすることにより、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全等に関する市民の自主的かつ積極的な行動が更に促進されるよう、四街道市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

- 第8条** 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、四街道市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全等に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ四街道市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第9条** 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全等に十分配慮しなければならない。

(地域の良好な環境の確保)

- 第10条** 市は、健康で安全に暮らせる潤いのある都市空間の形成、地域の特性を活かした良好な景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による環境影響評価に係る措置)

- 第11条** 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画する者が、当該計画の立案に当たつて当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全等に適正な配慮がなされるよう、誘導する措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

- 第12条** 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する協定の締結)

- 第13条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全等に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

- 第14条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を探るように誘導し、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。
- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備その他の事業の推進)

- 第15条** 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに自然環境の適正な保全及び整備並びに健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

- 第16条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全等についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全等についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全等への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び監視等の実施)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、調査の充実を図るとともに必要な監視、測定及び検査の体制を整備し、その実施に努めるものとする。

(財政的措置)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策の推進について、必要な財政的措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全等の推進体制等

(環境の保全等の推進体制の整備)

第24条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全等を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 四街道市環境審議会

●環境審議会委員名簿●

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
阿部 熱夫	公募委員
大瀬 敏昌	前社団法人千葉県産業廃棄物協会参事
大山 長七郎	環境省環境カウンセラー 千葉県地球温暖化防止活動推進員
岡部 隆男	印旛地域振興事務所地域環境保全課長
① 岡本 真一	東京情報大学総合情報学部教授
加藤 和彦	千葉工業大学社会システム科学部准教授
喜多川 忍	公募委員
北田 博雄	千葉県浄化槽検査センター事務局長
鈴木 純子	一般財団法人千葉県環境財団
永澤 秀幸	公募委員
長谷部 新治	四街道市食品衛生組合理事
丸山 征一郎	公募委員
② 本橋 敬之助	財団法人印旛沼環境基金主任水質研究員 台湾国立台湾大学客員教授
山口 英毅	公募委員

(平成 26 年 2 月現在)

①会長 ②副会長

●環境審議会審議内容●

開 催 日 時	審 議 内 容 等
平成 24 年度第 1 回環境審議会 平成 24 年 8 月 10 日 9:30~11:30	・ 第 2 次四街道市環境基本計画の策定について
平成 24 年度第 2 回環境審議会 平成 24 年 12 月 21 日 9:30~11:30	・ 四街道市における環境課題について
平成 24 年度第 3 回環境審議会 平成 25 年 3 月 22 日 10:00~11:30	・ 第 2 次四街道市環境基本計画(骨子案)について
平成 25 年度第 1 回環境審議会 平成 25 年 11 月 1 日 13:30~15:30	・ 第 2 次四街道市環境基本計画(素案)について
平成 25 年度第 2 回環境審議会 平成 26 年 1 月 16 日 10:00~12:00	・ 第 2 次四街道市環境基本計画(案)について (諮詢)
平成 25 年度第 3 回環境審議会 平成 26 年 2 月 7 日 10:30~12:00	・ 第 2 次四街道市環境基本計画(案)について (答申)

● 諒問書 ●

環 第 663 号
平成 26 年 1 月 16 日

四街道市環境審議会
会長 岡本 真一 様

四街道市長 佐 渡 齊

第二次四街道市環境基本計画について（諒問）

四街道市環境審議会条例（平成 3 年四街道市条例第 5 号）第 2 条及び四街道市環境基本条例（平成 9 年四街道市条例第 15 号）第 8 条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求める。

記

1. 第二次四街道市環境基本計画について

● 答申書 ●

平成 26 年 2 月 7 日

四街道市長 佐渡 齊 様

四街道市環境審議会
会長 岡本 真一

第二次四街道市環境基本計画について（答申）

平成 26 年 1 月 16 日付環第 663 号で本審議会が諒問を受けた、第二次四街道市環境基本計画について、市の状況と課題、市民、事業者の意見を考慮し、市の環境施策に対する考え方や取り組みの基本的方向を示すものとして審議してきました。

本計画（案）は、目標を確実に推進するための進行管理や、市民を交えた推進体制の整備、年次報告書の公表等を盛り込んだことは、評価すべきものであり、環境行政を総合的かつ計画的に推進する基本的計画として妥当であるとの結論に達しました。

よって、本諒問に対しては、別添の第二次四街道市環境基本計画（案）をもって答申します。

なお、計画推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮され、本計画の目指す「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」の実現に向け、努力されることを望みます。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、市民・市民団体、事業者に対し十分な説明を行うとともに、市の具体的施策を実現するために、三社が一体で取り組むこと。
- 2 施策の目標値の達成に向け努力することはもとより、新たな事業メニューを柔軟に取り入れ、望ましい環境像の実現に努めること。

以上

6 用語集

用語	解説
あ	悪臭 一般に人が不愉快に感じる臭いの総称で、環境基本法の典型 7 公害の 1 つに指定されています。悪臭防止法では事業活動に伴って発生する悪臭 22 物質の排出を規制しています。人によって感じ方が異なる感覚公害であり、発生源として畜産業、食品製造、化学工場などが挙げられます。
	アメニティ 「快適さ」「感じの良さ」と訳されますが、「人間が生活していく上での快適さ」あるいは「快適な環境」の意味として使われています。人々の環境への意識の高まりにより、私たちを取り巻く環境が汚染されていないことだけではなく、より快適でゆとりのある環境が望まれるようになってきています。
	エコカー 一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車。電気自動車やハイブリッド車、一定の環境性能を備えたガソリン車及びディーゼル車のことです。
	エコショップ 本市が「エコショップよつかいどう」として認定している循環型社会の形成を推進するために、ごみの減量化・リサイクルなど環境に配慮した活動に取り組んでいる市内の小売店を指します。
	エコセメント 焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成してつくられるセメント。製造過程において 1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解されます。
	エコドライブ 自動車の使用時に急加速、急発進をしない、エンジンをかけっぱなしにしないなど、環境に負荷を与えない運転をすることです。
	エコファーマー 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（略称：持続農業法）に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者を言います。
	ＳＰＭ（浮遊粒子状物質） 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径がおおむね 10 マイクロメートル以下のものを言います。
	NO ₂ （二酸化窒素） 1 個の窒素原子（N）と 2 個の酸素原子（O）が結合して生成される気体。燃料等の燃焼により発生します。呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因等となるため大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。
	MSDS 化学物質等安全データシート（Material Safety Data Sheet）の略で、事業者が化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。
か	温室効果ガス 大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄の 6 つを定義しています。
	外来生物 国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物のことを指します。
	カーシェアリング 自動車を複数の人が共同利用するしくみのことです。家計にも、地球環境にも、どちらにもメリットのある交通システムとして注目を集めています。京都議定書目標達成計画（平成 17 年閣議決定）においても、事業者によるカーシェアリングの実施等の主体的な取組を促進することが明記されています。
	学校支援コーディネーター 学校支援ボランティアが教育活動を支援するため学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う地域のコーディネーターを指します。
	学校支援地域本部事業 市民がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする体制を市が支援する制度です。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿で、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動に役立ちます。

用語	解説
か	環境基準 環境基本法に「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められている基準、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音について政府が定めています。
	環境基本計画 環境基本法第15条の規定に基づき、「環境保全政策の総合的・計画的推進」を目的とした環境基本計画が平成6年12月に策定されました。この計画はわが国としては初めての国家レベルでの計画であり、環境行政の長期的な進め方を定めています。
	環境教育・環境学習 教育・学習を通して人を取り巻く様々な環境と人間との関係を考え、関心・興味を持つことで、環境の保全・創造に参加する意識と問題解決の技能及び評価能力を身につけ、さらには適切な行動を起こすようにつながることを目的としています。知識を得るだけではなく、野外に出て体験することなどに重点を置くことが大切です。
	環境白書 地域の環境の状況と保全に関する問題と、それをとりまく状況などについてまとめたものです。
	環境保全指導員(四街道市) 四街道市環境保全指導員規程により配置される大気又は土壤の汚染等を未然に防止し、本市の快適な生活環境を保全するための指導員です。
	環境類型 環境基本法に定める水質に係る環境基準では河川での水の利用目的などに応じて、AAからE類型を定めています。
	観察モデル地区 里山などの自然環境を観察することのできる地区を指します。
	グリーンコリドー 「緑の回廊」とも呼びます。都市圏などで分断された野生生物の生息地間をつなぎ、主に動物種の移動を可能とすることで生物多様性を確保するための植物群落や水域の連なりを示す用語です。
	光化学オキシダント 工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあります。
	高度処理型合併処理浄化槽 通常の合併処理浄化槽よりも浄化能力の高い浄化槽を指し、N10型(放流水1Lあたりの総窒素濃度の日間平均値が10mg以下又は総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)や、NP型(放流水1Lあたりの総窒素濃度の日間平均値が20mg以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)などがあります。本市では生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対し補助金を交付しています。
さ	ごみゼロ運動(四街道市) 毎年5月と10月にごみの散乱防止と再資源化の啓発・促進を目的として、道路・歩道及び公共の場所に散乱した空き缶、空きビン、吸い殻及び紙くず等の一斉清掃を実施している地域の環境美化活動です。
	再資源化 不要となった物を新たな製品の原料やエネルギーとして再利用することです。
	再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど永続的に利用することができるエネルギー源から得られるエネルギーのことを指します。
	里山 さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念を指します。
	残土条例(四街道市) 正式名称は「四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」。埋め立てによる土地の改変などについて規定しています。
	CO ₂ (二酸化炭素) 炭酸ガスとも言います。無色無臭の気体で水に溶けると弱い酸性を示します。直接健康への影響はありませんが、空気中の濃度が10%を超すと呼吸困難を招きます。大気中の二酸化炭素濃度は増加傾向にあり、地球温暖化への影響が問題となっています。化石燃料の大量消費や森林伐採などによるCO ₂ の増加が主原因です。
	自然堤体 川岸に土を積み上げて築いた自然型の土手を指します。
市民提案手続き	市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施および評価の各段階において、四街道市に政策等の提案を行う手続です。

用語		解説
さ	市民農林業大学	本市が設けている農林業者を講師とした市民向けの農林業の講座です。最初は森林管理の講座から始め、その後田んぼ等に講座を広げていくプログラムになっています。
	市民ファンド	地域の住民や企業の出資を得て設立される基金です。まちづくり、高齢者介護、学童保育など、その地域に必要なサービスを柔軟に提供するために設立されることが多いです。
	省エネルギー	石油、ガス、電力などエネルギー資源の効率的利用を図ることです。
	森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスターplan）です。
	水質汚濁	公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域など）の水質が、主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活など）によって損なわれる事やその状態を示します。
	3R	Reduce（ごみを出さない）、Reuse（ごみを再利用する）、Recycle（再資源化）の頭文字をとって3Rと言います。
	生態系	ある地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを示します。
	生物多様性	地球上には約3,000万種とも言われる多くの生物が生きてています。これは生物が、生命の誕生以来、地球環境の変化と生存競争のもと、お互いに影響を及ぼし合いながら進化してきた結果であり、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史を持つ固有の存在です。こうした生物はまた、様々な環境でつながりあって生きています。こうした「固有性」と「つながり」を生物多様性と言います。
	潜在自然植生	伐採・植林・放牧・汚染など、人間の影響を一切停止したとき、生じると判定されるその土地の元々の植生のことです。
	創エネルギー	省エネルギーに変わる言葉として、各家庭においてエネルギーを節約（省エネルギー）するだけではなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方です。特に、クリーンエネルギー（再生可能エネルギー）が代表的で、特に家庭部門におけるエネルギーの創出がテーマとなっています。
た	ソーシャルネットワーキングサービス	SNSと略称される登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのことです。
	太陽熱エネルギー	太陽光のエネルギーが熱に変換された状態、もしくは熱の形を経由する太陽エネルギーの利用形態の総称です。再生可能エネルギーの一種であり、蓄熱が比較的容易なため、利用形態が多様なのが特徴です。
	地域グリーンニューディール基金（千葉県）	国の「地域グリーンニューディール基金の創設」を受けて県及び市町村が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために平成21年から平成23年まで千葉県に設置された基金です。
	地域コーディネーター	市の政策課題、市内の地域課題等の解決に向けた取り組みを形にするため、地域づくりを担う主体同士が情報交換・交流できるような機会を創ることや市内・市外の地域づくり情報の収集と提供を行うこと、地域づくりを担う主体の相談に応じることを目的としており、みんなで地域づくりセンターに常駐しています。
	地下浸透マス	住宅地などに降った雨水を効率的に地中に浸透させるための設備です。
	地球温暖化	地球の温度は太陽から受ける熱と宇宙へ放出する熱との収支によって決まりますが、人間の様々な活動により生成された温室効果ガスが大気中に増加したことでおよぶ熱が減少した結果、気温が上昇する現象です。温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。地球温暖化に伴い、海面上昇、気候変動が起こり、地球環境に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。
地	地産地消	地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組です。

用語		解説
た	低炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸收できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会を指します。
	都市計画道路	都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、「自動車専用道路」、「幹線道路」、「区画街路」、「特殊街路」の4種類があります。
な	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業経営者・農業生産法人を示します。認定されると、融資や税制面での支援を受けることが出来ます。
	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画のことです。
	野焼き	畑や空き地など、野外で焼却する行為を指します。ダイオキシンや悪臭の発生を伴う恐れがあるため、焼却行為は法令で定められた構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合等を除いては原則として禁止されています。ただし、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものについては例外とされています。
は	バイオ燃料	生物体(バイオマス)の持つエネルギーを利用した燃料のことを示します。石油のような枯渇性資源を代替し得る非枯渇性資源として注目されている他、二酸化炭素(CO ₂)の総排出量が少ないと言われていることから、主に自動車や航空機を動かす石油燃料の代替物として注目されています。
	バイオマスエネルギー	エネルギー利用やマテリアル利用ができる程度にまとまった生物起源による物質と言う意味の「バイオマス」から得られるエネルギーのことです。バイオマスを化石系燃料に代替させることによって、地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素の発生量を抑制することができることから、地球温暖化防止対策の有効な手段の一つとされています。
	花と緑の基金	「四街道市花と緑の基金の設置、管理及び処分に関する条例」の規定により市民と行政が一体となった花と緑の緑化事業を推進し、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを実現するために定められた基金で、道路、公園、学校等公共の用に供する土地に面した生垣を新たに設置する場合、及びブロック塀、石塀などや板塀、フェンスを壊して生垣を設置する場合に補助金を交付して、緑の多い災害に強いまちづくりを奨励しています。
	バリアフリー	障害者や高齢者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁を取り除くための施策を意味します。入口の段差を無くした建物など具体的に障害を取り除いた事物及び状態を示す場合もあります。
	BOD	Biochemical Oxygen Demandの略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で値が大きいほど水質汚濁が著しいとされます。
	ビオトープ	生物を意味するBioと場所を意味するTopeとを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味しています。
	P D C Aサイクル	計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、改善(Action)からなるP D C Aサイクルを繰り返すことによって、自らの継続的な改善を図り、取り組んでいる事柄についての進捗を管理・推進する方法です。
	ファーマーズマーケット	地域の生産者農家が複数軒集まって、自分で生産した農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場を指します。
	不法投棄等監視員(四街道市)	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱の規定により設置される、市内における土砂等の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するための監視員です。
	不法ヤード	各種法令に違反して敷地を塀で囲った場内で自動車の解体作業などをを行う施設のことを指します。
ま	緑の基本計画	都市緑地法第4条に規定されている、自治体の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定め、みどりに関する基本的な考え方を示すための計画です。
	みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)	特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、四街道市の地域づくりや地域課題等の解決を図るために事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。
や	谷津田	台地などの縁辺部の樹枝状に侵食された幅の狭い谷に出来た湿地(谷津)の低地を利用した水田のことを指します。

用語	解説
ら リサイクル率	市で処理するごみ処理総量のうち資源回収物が占める割合です。
リターナブル容器	飲料などの中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器です。



第二次四街道市環境基本計画(平成 26 年6月)

(発行・編集) 四街道市環境政策課

四街道市鹿渡無番地 電話 043-421-6131